

第四百十二回
国会

参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第七号

平成十年五月二十九日(金曜日)
午前十時二分開会

委員の異動
五月二十八日

辞任

補欠選任

野村 五男君
渡辺 四郎君
有働 正治君
須藤美也子君
岩井 國臣君
志苦 裕君
橋本 敦君
吉岡 吉典君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
遠藤 要君

委員

石渡 清元君
片山虎之助君
釜本 邦茂君
高木 正明君
野間 越君
伊藤 基隆君
小島 慶三君
荒木 清寛君
赤桐 操君
石井 道子君
岩井 國臣君
海老原義彦君
鎌田 要人君
亀谷 博昭君
久世 公麿君
国井 正幸君
清水嘉与子君
須藤良太郎君
田村 公平君
常田 享祥君

国務大臣

内閣総理大臣
法務大臣
外務大臣
大蔵大臣
文部大臣
厚生大臣
農林水産大臣
通商産業大臣
運輸大臣
郵政大臣

長尾 立子君
林 芳正君
松村 龍二君
三浦 一水君
宮澤 弘君
石田 美栄君
小川 勝也君
小山 峰男君
竹村 泰子君
寺崎 昭久君
牛嶋 正君
海野 義孝君
益田 洋介君
渡辺 孝男君
志苦 裕君
田 英夫君
笠井 亮君
橋本 敦君
吉岡 吉典君
阿曾田 清君
星野 朋市君
佐藤 道夫君
奥村 展三君
山口 哲夫君
橋本龍太郎君
下稻葉耕吉君
小淵 恵三君
松永 光君
町村 信孝君
小泉純一郎君
島村 宜伸君
堀内 光雄君
藤井 孝男君
自見庄三郎君

政府委員

労働大臣 伊吹 文明君
建設大臣 瓦 力君
自治大臣 上杉 光弘君
国家公安委員(国家公安委員長) 村岡 兼造君
国務大臣(内閣官房長官) 小里 貞利君
国務大臣(総務庁長官) 鈴木 宗男君
国務大臣(北海道開発庁長官) 久間 章生君
国務大臣(沖縄開発庁長官) 尾身 幸次君
国務大臣(防衛庁長官) 谷垣 禎一君
国務大臣(科学技術庁長官) 大木 浩君
国務大臣(環境庁長官) 亀井 久興君
国務大臣(国土庁長官) 大森 政輔君
内閣法制局長官 大坪 正彦君
総務庁長官官房審議官 大越 康弘君
防衛庁長官官房長 坂野 興君
防衛庁人事教育局長 鴫田 勝彦君
防衛庁装備局長 塩谷 隆英君
経済企画庁調整局長 中名生 隆君
経済企画庁総合計画局長

経済企画庁調査局長 新保 生二君
科学技術庁長官官房長 沖村 憲樹君
外務省総合外交政策局長 加藤 良三君
外務省総務官 阿部 信泰君
外務省北米局長 高野 紀元君
外務省条約局長 竹内 行夫君
大蔵大臣官房長 溝口 善兵衛君
大蔵大臣官房金融検査部長 原口 恒和君
大蔵省主計局長 涌井 洋治君
大蔵省主税局長 尾原 榮夫君
大蔵省理財局長 伏屋 和彦君
大蔵省銀行局長 山口 公生君
大蔵省国際金融局長 黒田 東彦君
国税庁次長 松橋 晴雄君
文部大臣官房長 小野 元之君
厚生大臣官房総務審議官 田中 泰弘君
厚生省社会・援護局長 炭谷 茂君
厚生省保険局長 高木 俊明君
厚生省年金局長 矢野 朝水君
農林水産大臣官房長 堤 英隆君
農林水産省経済局長 熊澤 英昭君
労働大臣官房長 渡邊 信君
自治大臣官房長 嶋津 昭君
自治省行政局選挙部長 牧之内隆久君
自治省財政局長 二橋 正弘君
自治省税務局長 成瀬 宣孝君

事務局側

常任委員会専門員 志村 昌俊君

説明員

会計検査院事務総局第一局長 深田 丞治君

参考人

日本銀行総裁 速水 優君
日本銀行副総裁 山口 泰君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(遠藤要君) ただいまから行財政改革・税制等に関する特別委員会を開会いたします。

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、以上四案を一括して議題といたします。

○委員長(遠藤要君) この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております四案の審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁速水優君及び日本銀行副総裁山口泰君の出席を求めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(遠藤要君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(遠藤要君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○清水嘉子君 おはようございます。自由民主党の清水嘉子でございます。

この重要な法案も最後の日を迎えてきているようでございまして、ここで発言させていただきます機会をいただきましたことを大変光栄に存じます。

法案の審議に入ります前に、パキスタンの核実験のことにつきまして、二、三お話をさせていただきます。

日本を初めとします国際社会のたび重なる自制要請にもかかわらず、昨夜パキスタンで核実験が行われたというところで、心から大変残念に思っている次第でございます。

まず、政府のこの問題に対します対処方針、もう決まっておりますと思っておりますけれども、総理の方からお伺いしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) インドの核実験が行われました直後から、日本としては全力を挙げてパキスタンに自制を求め続けてまいりました。

昨夜、パキスタンにおける核実験が実施をされました。これは、日本だけではなく、核兵器を存在させない世界を目指している国際社会全体に対するまさに挑戦でありますし、我が国として全く容認できるものではございません。

政府としては、けさ、官房長官、外務大臣等と相談の上、以下申し上げるような措置をODA大綱原則にかんがみ実施することといたしました。

その一つは、対パキスタン無償資金協力につきましましては、緊急・人道的性格の援助及び草の根無償を除きまして新規の協力を停止する。パキスタンに対する新規円借款は停止する。国際開発金融機関による対パキスタン融資につきましましては慎重に対応する。

これから先も、私どもは、パキスタンに対し核

実験の停止と核開発の即時停止を求める努力を続けてまいりますし、インド及びパキスタンに対し、危険な軍拡競争を絶対に開始しないように、そしてNPT及びCTBTを無条件で締結するよう求め続けてまいりたい、そのように考えております。

○清水嘉子君 この核実験を行った理由といたしまして、シャリフ首相は、インドの恐怖への対抗だと。また同時に、国際社会がインドに十分な制裁措置を加えなかったからだというようなことを言っているようにも感じます。

さきのバーミンガム・サミットにおきまして、総理が大変御努力なさったことを伺っておりますけれども、それにもかかわらず、G8が足並みをそろえて制裁に踏み切らなかったという事実もあるわけでございまして。大変このことは残念だと思っておりますが、今度のパキスタンの核実験に対しまして、今、総理もお話しございましたけれども、国際社会が統一行動ができるのかどうかというようなことをお伺いしたいというふうに思っています。

日本は、非核保有国でもございまして唯一の被爆国でもありますので、こういう面では本当にリーダーシップをとっていただきたいというふうに思っているわけでございまして、国際社会にもっと世論を巻き起こしていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでございましょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 一昨日、シャリフ首相御自身に私が電話を入れましたときに、EJも経済的制裁を含む措置をインドに対して決定した、また国連の安全保障理事会において、建國以来の両国の間の紛争の中核となっておりまして、ミール問題を安全保障理事会として取り上げるように一生懸命今働きかけをしている、だから自制をしてほしい、こういう問題を軌道に乗せるためにも最大限の自制をと、私はそう求めたわけでありまして、残念ながらこういう結果になりました。

日本は、御承知のように、インドに対しまして新規円借款の停止など非常に強い措置をとっておりますし、アメリカも当然最初から同じような状況でありました。そして、EJも経済的制裁を含む措置を公表したわけであります。国際社会は決して、早かったかと言われればいろいろの御批判はありましよう。しかし、インドの核実験、そしてそれがもたらすもの、その問題というものはやはり本気で取り組み、これを解決しようという方向が出始めたときでありましただけに、この実験が私にとりましては、ただ単に日本が被爆国であるということだけではなく、極めて残念な事態であります。

しかし、今後なお国連安全保障理事会の場を、またその他の場を通じてながら国際社会に対して、結束してこの核軍縮・不拡散、この危機とも言える状況に対応するよう全力を尽くしていきたいと考えております。

○清水嘉子君 一方、インドの首相も、核実験停止というようにしているわけですが、これをを見直すというようにも言っているというふうには報道されております。こういったことが引き金となって両国の緊張もますますエスカレートをしていく可能性が非常に強いんじゃないかというふうに恐れます。カシミールにおきましては既に両国軍隊が対峙しているというふうなニュースも入っているようにございまして、こうしたアジアの緊張緩和のためにアジアにある日本は一体どういうことができるのか、その外交姿勢、外務大臣、お願いしたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) 今回のインド並びにパキスタンのこうした核実験強行という事態がその地域の安定を大変崩すものであると同時に、この状況がさらに拡散していくという状況が参りますと、甚だもって大変な事態が生じてくるわけでございまして、そういう意味におきまして、アジアから紛争の火種が起って大きな事態が生ずるというように何を何としても避けなければならぬと思っております。

そういった意味合いにおきまして、日本がインシアチブをとる形によりまして、今、総理からの御答弁もございましたが、国連の機関、あるいはまた何となくともこうした問題に影響力のありますのはいわゆるPR、核兵器を保有しておられる国々でございますから、そういう国々並びにこうした地域に影響力のある国々とも十分話し合いを早期に開くことができれば、そうした機会を開くことによりましてこの事態を最小限のものとして食い止めていく必要があるのではないかと、その努力を傾注してまいりたいと思っております。

○清水嘉与子君 ありがとうございます。

それは法案の質疑に入りたいと思います。まず、景気対策でございますけれども、日本の経済はバブルの後遺症からなかなか立ち直れない、そして既に景気はデフレ局面に入ったという見方もございます。このような経済状況に数次にわたる景気対策を講じてきたわけでございまして、体力の落ちたときのデフレ政策に対する批判、あるいは小出しの景気対策というふうなことでなかなか効果が出てこないというふうな議論がございましたけれども、今回は四兆円の減税あるいは六兆円の社会資本整備を中心とした過去最大十六兆円を上回る思い切った経済対策ということでございまして、政府の景気回復にかけるとしていただいております。このように国内経済だけでなく、アジア経済の回復にも大いに資するものと期待をしたいところでございます。

そこで、そのためには早くこの法案も上げなきやいけないうふうに思うわけでございましてけれども、まず景気対策の内容について具体的にお伺いしたいのです。

景気対策といういつも公共事業というふうに出てきたのが今までのやり方ではないか。常にそういうことで公共事業が先に出てくる。そういうことに対して国民の中からも、何だ公共事業ばかりというふうな空気があったことも事実でございます。確かに、六百万とも八百万とも言われます

建築業の従事者の方、そして地方経済に与える影響というのは非常に大きいということは私も理解できます。

そこで、今度の社会資本整備、国費が六兆円、そして災害、地方単独合わせて七・七兆円、この経済効果、どの程度と試算されておられますのか、経企庁長官、よろしくお願ひします。

○国務大臣(尾身幸次君) 今回の経済対策は現在の景気の停滞から一日も早く抜け出すとともに、二十一世紀に向かひまして我が国経済社会を活力ある状況にしていこう、そして民間活力を中心として発展していけるように経済の体質を改善強化していこうということを目的としたものでございます。

そういう中で、先ほどのお話にありました社会資本の整備等でございますが、七兆七千億のお金を使うということでありまして、むしろ重点は先ほどのいわゆる狭い意味の公共事業ということではなしに、情報通信の高度化とか科学技術振興、あるいは福祉・医療・教育・環境・新エネルギー等、そういう日本経済の体質を強化し、同時にまた国民生活を直接豊かにするようなところに重点を置いて支出を行うということにしているわけでございまして、その需要創出の効果という点から見ますと、向こう一年間の乗数効果も含めまして、効果が一・三二ということになっておりまして、この七・七兆円に一・三二を掛けた程度の効果は十分あるというふうに私も考えております。

その意味で、そういう効果を見込みながら、これは需要効果でありまして、同時に供給サイドの日本経済の体質を改善強化する、そういうサプライサイドの効果というものがかなりあると見込んでおりまして、そういう意味で中期にわたってこの社会資本の整備等を中心とする補正予算の支出は、日本経済の中期の体質を強化し、中期の発展を実現するための非常に大きな効果を持つものというふうに考えている次第でございます。○清水嘉与子君 ぜひその効果が上がりますように期待をしたいと思ひます。

ところで、今、長官もお話しございましたけれども、この社会資本整備には非常にいろいろなものが入っているなというふうにも私も感ずるわけですね。ダイオキシン対策の問題でありますとかあるいは少子・高齢社会の医療の問題、福祉の問題あるいは情報通信高度化、科学技術振興等々たくさん内容が入って、今おっしゃる様に国民生活を豊かにする政策が社会資本整備という名前に入っているなというふうに拝見していたわけでございます。

先日、当委員会、従来型の社会資本整備あるいは新型の社会資本整備というふうなことで何か議論があったというふうに伺っております。そして、その新聞報道に何か主計局長と首相の意見がそこであったというふうなことが書いてございまして、これどういふふうに理解していいのかわかりませんが、私もちよつとわからないところでございまして、ぜひ国民の皆様には御理解いただくために、主計局長がまず先に答弁されたわけですので、主計局長の方から先般のその答弁の趣旨を含めてもう少し具体的に教えてください。

○政府委員(浦井洋治君) お答え申し上げます。先日の本委員会におきまして、従来型の社会資本整備と新型の社会資本整備はそれぞれ幾らかという御趣旨の御質問がありまして、その際、私の答弁が否定的で御理解いただけなかったことはまことに申しわけなく思っております。

改めて御説明申し上げますと、今回の総合経済対策、補正予算におきましては、総理が四月九日の記者会見において示された方針に従ひまして、例えばダイオキシン対策として新たに閉鎖最終処分場対策を講じるなど、新たな観点から二十一世紀を見据えた社会資本整備を進めるとして、環境・新エネルギーにつきましては一兆六千億、それから情報通信高度化・科学技術振興につきましては一兆円、福祉・医療・教育で一兆円を初めとして、事業費六兆円規模の国を中心とした社会資本整備を行うこととしております。なお、従来型と新型の区分につきましては、先

日の委員会で総理から御答弁がございましたとおり、そのような定義づけが簡単にできるものではないというところを御理解賜りたいと思ひます。

○清水嘉与子君 主計局長のお話では、若干舌足らずだった、総理の御答弁のとおりだったということをおっしゃったわけでございまして、それで了解をしたいというふうに思ひます。

この社会資本整備の中では、今の公共事業というのとはやはり本来、外国に比べて非常におくれてるわけですね。公共下水道あるいは道路整備等も非常におくれていていふふうに思ひます。そういうものはやはり計画的に着実に進めたいということが基本でございまして、景気対策という副次的にやるというのとはちよつと本道ではないんじゃないかという気もいたしております。

そこで、今回の社会資本整備の中に福祉、教育といったものも入っているわけでございまして、厚生大臣にお伺ひしたいんです。この平成十一年度当初予算要求で二％キャップが何とか外れた、大変な御努力で外れたというところでございまして、けれども、しかし、そうはいいましてでも厳しいむだ遣いの排除というふうなことは当然しなきゃいけないわけではございません。

そういう中で、もう十一年に向けた作業が始まっているかと思ひますけれども、やっぱりこの分野でも非常に厳しいものがあるんじゃないかと、少子・高齢社会の中で特に急がなければならぬ介護施設の問題あるいは子育ての環境づくりの問題、こういったものは社会生活を支える上でも本当に大事なことでございまして、そういうことについての基本的なお考えについてお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(小泉純一郎君) 今回の補正予算案の中にも、委員御指摘の趣旨に沿って、今後、介護施設整備あるいは子育て支援計画等十年度予算で手当てできないものをかなり措置したわけであります。高齢者保健福祉推進十カ年戦略がありま

場合にも基金を設けてこの補正予算でかなり部分を認めていただいた。そして、社会資本整備につきましても、緊急性の高いタイオキシン対策、ごみ焼却場等の問題についても当初予算で見られなかった分を措置することができたというふうに私は考えております。

○清水嘉与子君 ぜびまた十一年、十二年、高齢社会に向けての充実を図っていただきたいというふうにお願ひしておきます。

次に、きょう日銀の方から特に山口副総裁に来ていただいております。総括のときにたしか速水総裁に来ていただきましたけれども、片山先生の方から御質問いただきました。同じ御質問よりもう少し進んだお答えを、政策通というふうに通っておりますので、いただきたいと思ひました。

きょうは山口副総裁においでいただきました。そこで、まず金利の問題なんです。金利を上げた場合には、回り回って給与所得、収入の減になる、そして結果的には需要がマイナスになって、さらに株価への影響もあるんだから余りよくないんだというようなことで言われてきておりましたけれども、緊急避難的な措置として始まったこの低金利政策がこんなに長く続いている。やっぱり年金生活者あるいは利息で生活する高齢者に非常に打撃を与えているわけなんです。

低金利のプラスの面はよく話されますけれども、低金利政策の弊害、これをどうなふうに御理解いただいておりますか、お話しいただきたいと思ひます。

○参考人(山口泰君) お答えさせていただきます。

低金利の弊害という点でございしますけれども、ただいま御質問の中でお触れになられましたとおり、やはり預金金利その他の利息収入が非常に減少しているというところは事実でございします。また、これまでのいろいろな日本の社会の中における仕組み、例えば社会保障制度とかそういうものがある程度の経済成長のもとである程度の金利水準ということを前提にして組み立てられている

ものでございしますから、その前提が大きく狂ってしまう、かつその狂ってしまう時間が残念ながら少し長引いているものでございしますから、そういう点で幾つかのひずみというものが出ているというところは私どもも認識しているつもりでございします。

日銀の政策委員会というところで定期的に金利政策を議論させていただいておりますけれども、政策委員会の議論の中でも、そういった低金利政策のマイナス面といえますか、それは十分に念頭に置いた上で、しかし現下の経済情勢のもとではなかなか金利引き上げという選択はとることが難しいという結論を出しながら今日に至っているところでございます。

○清水嘉与子君 景気は気と云われるんです。何かどうも企業の方にはばかり対策が向いているんじゃないか。国民の中には、金利を下げることによって銀行はもうかる、そして銀行に勤めている人たちはたくさん月給をもらっている、こういうのではどうもおかしいんじゃないかという怨嗟の声がたたくさん上がっているのを恐らく聞いていらっしゃると思ひます。

この際、金利を上げて、国民の気持ち、国民を本当に明るくするということが選択肢の一つじゃないかというふうに思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○参考人(山口泰君) 金利引き上げの功罪について申し上げることになると思ふのでございします。金利水準が上昇いたしますと、例えば先ほど申し上げましたような幾つかのひずみというものが多少緩和されるという効果はあるかと思ふております。預金収入がふえるということになりますと、当然そこだけとりましますと家計の収入がふえるというプラスがあらうかと存じます。

ただ、金利を引き上げることの影響というのはそこにとどまるわけではございしませんで、例えば企業はもちろんでございしますが、住宅ローンといったものをお借りになっている家計にとっては金利の支払いがふえてまいります。株価、地価と

いったものに対する悪影響ということも当然あらうかと存じます。

そういうことが回り回って、経済に対してはマイナスの影響が出てくるということになりますので、そういったプラス、マイナス両面を考慮いたしまして、比較考量いたしまして、現在のような政策を続けているというところでございます。

○清水嘉与子君 日銀は、先ほどお触れになりましたように、四月から新しい体制でスタートを切られたわけでございます。政策委員会での審議内容も公表されるなど透明性が非常に増したということ、敬意を表しているところでございします。

私もインターネットで、政策委員会でどんなことをやっているのか拝見してみたいんですけども、たまたま四月に行われた委員会の記録を見ても、驚いたことに金利を引き下げるべきだという議論も中には行われているということなんです。これは一体どの程度引き下げて、そこまでは書いていないんですけれども、一体どういう効果を期待していらっしゃるのか、引き下げろという議論が行われているということが記録に載っております。

金利をどの程度下げてどんな効果があるというふうな御議論があったのか、お答えできる範囲で教えていただきたいと思ひます。

○参考人(山口泰君) 日銀政策委員会における議論といひますものは、ただいま御指摘の議事の要旨ということで会議から一カ月少したった時点で公表をさせていただいております。そこにその議論の内容といひものは集約されておりますが、私どもは毎回毎回金利の引き上げ、現状維持、引き下げ、この三つの選択肢について議論をいたしております。その三つの選択肢の中で、現下の経済情勢に照らしましてどれが一番ベストな選択かというところで、その都度決定を重ねてまいっております。

金利を下げるかどうかというふうなプラスがあるのかという御質問でございしますので、その点に限って

て申し上げますと、既に現在金利水準は極めて低いわけでございますから、これを引き下げた場合に果たしてどの程度の効果が出てくるかというものは必ずしも予想が簡単ではございしません。ただ、頭の体操をいろいろやってみますと、これは金利を引き上げる場合と逆の効果が当然考えられるわけでございます。これは借り手にとつての何がしかの金利負担の軽減でございしますとか、あるいは地価とか株価というもののへのプラスの効果でありますとか、そういうことが考えられると思ひております。

○清水嘉与子君 これだけ公開されているにいたしましても、一体どうしてそういうことになるのかというのなかなか読み取れないんですね、こういうところからでは。

ですから、できれば、あと議論の中で問題が出たときに解説していただくとか、何らかの形で、本当にいわば今上げることはできないのか、下げた方がいいのかというふうなことをもうちょっと国民もわかるようにぜひしていただきたいというふうにお願ひしておきたいと思ひます。

その日の結論としては、当面の金融政策運営については現状維持という結論になったというふうなこと、で終わっちゃっているわけですから、一体、当分今のままの金利を続けるという結論はどういう事態になったら解消していただけるんでしょうか。

○参考人(山口泰君) お答えいたします。

現在の金利政策の最も大きな目標といひますのは、やはり日本経済の回復を促進して自律的な経済成長の軌道に何とか乗せたいということでございます。そして、そういうような展望が一日でも早く開けてもらいたいというふうな思い、現在の政策によつて景気回復を促しているという、こういう状況でございします。ですから、一般的に申し上げますと、やはり日本経済が自律的な景気回復の軌道に戻っていくということが一番大事な要件であらうと思ひております。

○清水嘉与子君 大変期待ができないわけでは

て、たしかきょうの新聞だと思ひますけれども、
経企庁が日本経済の後退を宣言するとかしないとかという記事が書いてあると思ひます。そうすると、ますますこれは硬直化してしまふような気がいたしまして、大変残念な気がいたしておりますけれども、ぜひ国民の声もお聞きいただきまして御検討いただきたいというふうにお願ひしております。

山口副総裁、本当にありがとうございます。
結構でございます。

それでは次に、特別減税の問題に入らせていただきます。

平成十年に四兆円、来年また二兆円、計六兆円特別減税でございます。この特別減税の経済効果をどの程度と試算していらっしゃいますか。経企庁長官、お願いします。

○国務大臣(尾身幸次君) 先ほど来申し上げておりますとおり、景気の現状は停滞を懸念しながら増している状況でございます。本日発表になりました失業率も四・一％というような状況になっているわけでございます。私も、そういう状況のもとで、総合経済対策を一日も早く実行に移させていただくということが大変大事だというふうに考えている次第でございます。

そして、その中で特別減税の経済効果につきましてでございますが、本年、一兆二兆円という数字の特別減税を考へておりまして、私どものモデルによりまして特別減税の効果というのは、乗数効果〇・四六、向こう一年間で見て〇・四六という数字が出ておりまして、それも含めましてこの総合経済対策の経済効果を試算しているわけでございます。

たださらに、実は特別減税といひましても、政策減税、住宅とか投資の促進のための政策減税もございまして、そういうものについてはとりあえず入れないで、所得特別減税について、及びそれに伴います弱者のための交付金等もございまして、そういうものも含めて計算をしておりますが、トータルとして二％程度のGDPを上げる効果は

ある、向こう一年間である、こういうふうにある、向こう一年間でございまして。

○清水嘉与子君 なかなか現実には厳しくて、減税の効果を本当に国民の皆様方が余り感じていないというふうな意見がたゞさん出ておりまして、本当に経済効果が上がればいいなというふうに思っております。

ところで、前回、今回と定額方式によりまして減税を続けました結果、課税最低限が非常に上がってしまったというところがございます。モデルで計算しますと、四百九十一万円の給与所得のある人が全く税金は払わないでいいんだというこの世界はちょっと余り常識的でないというふうな思ふんですけれども、なぜ定率方式でなくて定額方式でしまったのか、大蔵大臣、その理由を教えてください。

○国務大臣(松永光君) 今回の特別減税をなぜ定率方式でなくして定額方式にしたのかというところを尋ねてございまして、結論から先に申し上げますと、減税による効果をできるだけ早くかつ集中的に発揮させたいということからでございます。

委員御承知のとおり、その人の本来納めるべき所得税額に対してその一割とか二割とかを減らしますよというのが定率方式ですね。そうするとどういうことが起こるかという、定率方式だとすると、所得のうんとある人に余計減税の効果がいきます、所得の少ない人には少なくなしに行きません。その問題が一つある。

それからもう一つは、定率方式だということ、その人のその年度の所得税額が決まらぬというところ、その減税は行えませぬ。そこで、早く減税の効果を届けるためには、その人の所得税額が確定する前にとにかく急いで減税の効果を届けよう、しかも一遍に届けようということ定額方式、これを二月分、三月分で行ったの分について採用したわけでありまして、今度も減税による効果を早く納税者に届けて、それを通じて景気回復をできるだけ早く実現しよう、こういう気持ちで定額方式にしたというところでございまして。御理解願ひ

たいと思ひます。

なお、そのことによつて、今、委員御指摘のように課税最低限というのが四百九十一万に上がりました。しかし、これは、あるべき所得税負担はどういうものであるかということのいわゆる税の理論から減税をしたんじやなくて、あくまでも臨時的に急いで減税の効果を発揮させようという景気対策としての減税の結果そうなったわけでありまして。

したがひまして、景気対策上これはやむを得ないものだったと思ひますが、これから減税を本格的にやるという議論の場合には、本来あるべき所得税負担のあり方、そういう税理論に基づいての議論がなされるものというふうに私は思っております。

○清水嘉与子君 今回の緊急経済対策の中で、私たち党内では子育て減税をしようということと一生懸命頑張ったんです。ところが、子育て減税をいたしまして、これはもうこれだけ課税最低限が上がつてしまつて余り意味がない、効果がないというふうなことで、これはまた別の形で考えなきゃいけないということになつたわけでござい

ます。勉強してきますと、この課税最低限がこれだけ上がつてくるというのはやっぱりいびつな形だといふふうに思ひます。税は国の経済の根幹をなすわけでございまして、できるだけ広く、多くの人が少しでもいいから税金を納めるといふ姿にしないといけないんじゃないかと私は基本的に思ひます。わけでございまして、例えば生活保護基準程度に課税最低限を下げて納税者の層を広くするとか。あるいは、まだ外国に比べて法人税が非常に高いので、これはここにもありますけれども、国際水準まで引き下げるといふようなことが出てくるわけでござい

ます。その方向はいいんですけれども、実際問題、法人税にいたしまして全法人の六四・五％が赤字法人だ、そして大企業といつても四六％以上が税金を払っていない法人だということを見ますと、

これはバブルの影響があるとはいへちよつと異常ではないかというふうな思ふんです。じや、バブルのときにみんな税金を払つたかといふと、やっぱり赤字法人は相当あるわけでございまして、これはなぜいつまでも赤字のまま事業が続けられるんだらうかと普通はおかしな思ふんです。

そういうことでもあります、法人事業税の外形標準課税の導入ということももちろんございまして、けれども、赤字申告を続けている原因にもう少しメスを入れるというふうなことも私は必要なんじやないかな、そして広く負担を求めるといふことが税制上も公平を勝ち取ることでないかなというふうな思ふわけでござい

ます。この税制改正の問題につきましては今までも随分お答えいただいたわけでございまして、随分とも、税制のあり方につきまして、総理並びに大蔵大臣、自治大臣の御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、既に一部の論議が出ておりますけれども、私も今、所得課税、法人課税につきましてそれぞれの方向性を指示しております。

個人所得課税につきましては、諸外国に比して個人所得課税負担の水準が低い税率構造、各種の控除のあり方、資産性所得課税あるいは年金課税などさまざまな論議があります。逆に高額所得、三千万円ぐらゐの方々は非常に厳しいという部分もあります。こうしたすべての問題点を幅広くきちんとした検討を行つていただく、そして公正、透明な、そして国民の意欲の引き出せるような税というものを目指しながら、既に政府税制調査会が議論を開始いたしました。

また、法人課税につきましては、今ちよつと議員もお触れになりましたような問題点もあります。そして同時に、国際水準並みにという目標を立てまして、三年以内にその結論を得よう、そして国際水準並みに下げようといふことを考えておりますが、当然ながら外形標準課税の問題等も含めて議論をしていただき、その中でまた国

と地方税の割合の問題もございます。こうした点をきちんと整理しながら国際水準並みの税制を目指していきたい、そのように考えております。

○国務大臣(松永光君) 今、総理からお答えがありましたけれども、個人所得税の問題にしろ法人課税の問題にしろ、税制というのは国民生活に直結する仕組みでございまして、これはあくまでも国民の税に関する代表的な方に御参集願つて、そしてそこで本格的な議論をしていただいて、その答申をいただいて政府は改正案を出すという仕組みになっております。

そこで、基本的な方向は、総理から話がありましたように、法人課税については三年以内のできるだけ早い機会に国際水準並みというものが基本でございまして、個人所得税の問題については、公正、透明、そして意欲を引き出せるような税制、そういう税制はどういう税制かということについて税制調査会で、所得税の問題については基本問題小委員会、法人税の方につきましては基本問題小委員会、法人税の方にきましては地方法人事業税の問題等を中心に検討をもう始めていただいておりますが、その結果を待つて、それを参考にして政府の方針を決める、こういう手はずになっております。

○国務大臣(上杉光弘君) 御指摘の事業税への外形基準の導入の議論でございまして、赤字法人にもかけるべきだと、こういうことでございまして、この議論は課税の仕組みを変更するかどうかでございまして、減税の議論と私は別問題だと、これはきちりしたものになければならない。

それからもう一つは、個人課税の減税の議論は、これは国税、地方税を通じて税体系全体で議論されるべきものだ、こういう認識を持って対応いたしてまいりたいと考えております。

○清水嘉与子君 特別減税がこれで六年続いたわけでございます。これはことしも二兆円といわず四兆円やたら随分効果があったんではないか。さつき松永大臣のお話を伺っていますと、むしろ一遍に上げた方がずっと効果が上がるんだということでございますが、やっぱり恒久減税すべきだ

という意見もございます。

この六年続けた特別減税をやめたときに、心理的にも実質的にも増税という意識がどうも強くなってしまうんじゃないかというふうに心配をしております。来年も二兆円の景気対策として位置づけて特別減税があるわけでございましてけれども、これは凍結してでも、恒久減税の姿ができるかどうかというようなことも含めて全体的に検討するべきじゃないかというふうに思いますが、この可能性、いかがでございましょうか。

○国務大臣(松永光君) 先ほども申し上げましたように、この二月、三月を中心に集中的に実行した特別減税、そして今御審議を願っておる法案による特別減税、そして来年に総理がやるというところでお願いをしておる問題、いずれも特別の減税措置であります。景気対策のための措置であります。したがって、景気の状態が正常化したときに、その特別の措置を中止したことをもってそれは増税という表現は私は正しくないというふうに思ふ。特別の景気対策を景気が正常な状態になったのでやめたんだというだけのことだと思ふのであります。

なお、来年の実行が予定されておる二兆円の特別減税分をやめてでも本格的な減税施策という話でございまして、いずれにせよ、政府としては公正、透明、そして国民の意欲を引き出せるような所得税のあり方、これを税制調査会に諮問をいたしまして審議をお願いしておるところでございまして、基本問題小委員会でも審議が始まっているところであります。その審議の結果にまたなきやならぬ、こういうふうに思っております。

○清水嘉与子君 ありがとうございます。そこで、厚生大臣にお伺いしたいんですけれども、今回、その減税の効果のないいわゆる社会的弱者と言われる高齢福祉年金の受給者などを対象にいたしまして臨時福祉特別給付金、千五百二十九億円という額が計上されております。これはかつて消費税の導入のときでありましたか率があつたことになったときに、増税見合いとして計上された

というふうに私は承知しているわけでございまして、けれども、この所得税減税に絡んで措置される、これはどういうことなのか、お教えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(小泉純一郎君) これは与党三党で決めたことでありまして、それに我々は従つたと。社会弱者対策の必要性、重要性はわかりませんが、これは与党で決めたことに従つたわけであります。

○清水嘉与子君 非常に高い政治判断で措置されたものというお話でございまして。確かにそうなんだろうと思ひます。厚生省がその二%のキャップを外すことに苦しんでいるときに一%以上あるわけですよ。そういうことで、しかもこれを配るのに事務費が七十四億円もかかるという話なんです。千四百二十一万一人の人に一万円ずつ配るといふことは本当に福祉対策なんだろうかというふうに私は疑問に思ひます。

政府の方から出たんじゃないというお話ではございましてけれども、最終的にはこうして法案になつて出ているわけでございまして、こういうものについて、本当に痛みを感じている方々に温かい手を差し伸べるといふ趣旨は私も賛成でございまして。本当にそれが届いているのか、本当にそういう効果があるのかということは何らかの形で評価をして、そしてこれだけのお金をもつと有効に使えるものというのはいくらあると思ひますので、その辺について私は、これはお答えいただけないだろうと思ひますので、そういう意見だけ申し述べておきたいというふうに思ひます。

それでは次に、高齢社会の問題について、二、三お伺いしたいと思ひます。

今、高齢者が約二千万人になつたわけですね。この方々が年齢が来ると働きたくても働けなくなつてしまふような状況になつていふ。そういう中で、幾ら消費マインドを上げようと思つてもなかなか回つてこない。そして、預金を全部自分のところにしてしまつて使わないという状況が今続いている。これから本格的な高齢社会に向かう

て、高齢者を経済活動に参加させるということが必要なのではないかというふうに思ふわけですね。さつきの低金利の政策を変えようということもちらんでございまして、それから医療とか介護あるいは年金など、老後の不安が何か急にこの一、二年で押し寄せているような気もいたします。この中で、この消費マインドの冷え込みのような方々に何か温かいメッセージを厚生大臣に送つていただくとありがたいですけれども。

○国務大臣(小泉純一郎君) 今、高齢者といつても必ずしも弱者ではない方が随分出てきたわけですね。人生八十年時代、五十年から八十年時代になつて、最近の老人クラブを見ましても、この人本当に八十かと思つて、六十代、七十代、元気で活躍している方がたくさんいるわけですね。こういう方々に積極的に社会参加していただく。しかも、働く意欲のある、旺盛な労働意欲のある方が随分おられる。こういう六十過ぎの高齢者に今後積極的に社会参加していただく環境を整えることは大変大事だと思ひます。

また、高齢者は確かに若い世代に比べれば身体的、肉体的には劣つていふのは事実だと思ひますけれども、経済的には最近若い世代と比べて遜色がないという統計が出ております。所得においても資産においても、そういう観点から、ただ高齢者は若い世代に支えられるということだけでなく、お互い、若い世代も高齢者ともに支えられながら支えていこうという姿勢を持つていただくために、今後、積極的に高齢者がお互い若い世代とともにこの社会の担い手であるという意欲と意識を持ってもらうような環境整備を政治の面で整えていく必要があると思ひます。

○清水嘉与子君 最後に、総理にお伺いしたいんですけれども、今高齢社会と言ひますけれども、この議会、衆議院は高齢化率二六%でございまして、参議院が四二%。しかし、非常に活力に満ちた本場に頑張つていられる方が多いと思ひます。高齢社会も、本場に高齢者みんなの知恵、活力が生かされるような社会であれば問題ないのじゃない

かというふうに思うわけでございます。

今、厚生大臣からもお話がございましたが、つい最近、高齢社会白書というのが出たんですけれども、これを見ましても、日本の高齢者は非常に活力に満ちた人が多い、そして就労意欲も高いです。資産も結構あるというふうなことで、今までのように六十歳になったら定年、そして若い人以上に働いていても、税金をたくさん納めていても七十になると医療保険の対象、そして六十五歳になったらみんな年金というふうな、年齢でどんどん切ってしまうことをもう一遍見直しもしなきゃいけないんじゃないかというふうな感じもしているわけでございます。

この前、高額所得者のあれが発表になりましたけれども、半分以上の方が六十五歳以上だというふうに伺いました。というふうなことで、現役で頑張っている方がたくさんいるわけでございまして、そういう知恵を、国内だけでなくで国外でまだまだ活用できるだろうと思ひますし、また収入がなくても資産のある方々、こういう方々には、資産を運用して将来の設計をするというふうなこともこれから考えていいんじゃないか。そういうことで、何か話をしていって、高齢者が弱者というふうな位置づけられることは私は問題があるのじゃないかというふうに思っております。

この面では非常に総理は御見識をお持ちでいらつしやいますので、日本が世界一の本当にすばらしい長寿社会のモデル国になれるぐらいのことをしなきゃいけないんじゃないかというふうに思っているものですから、活力ある長寿社会づくりに向けた総理の決意といったようなことを最後にお願ひしたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは、公式の御答弁を申し上げるとすれば、私が会長を務める高齢社会対策会議においても、こういう言い方になるんだと思ふんです。そして当然ながら、高齢者の方々を、高齢社会を介護される側ではなくて支える重要な一員として位置づけていく、これは非常に大事なことでありますし、その意味で、就業

あるいは社会参加、どちらの言葉を使ってもいいと思ひます。そういう施策を積極的に進めていくというのには非常に大事なことであります。そして、むしろ社会システムもその意味では不斷に見直していかなくちゃいけないんじゃないだろうか、むしろ高齢社会を支える重要な柱なんだという位置づけに高齢者を位置づけていく、そうした社会を築いていくように全力を尽くしたいと思ひます。

○清水嘉子(子君) ありがとうございます。(拍手)
○寺崎昭久君 まず、総理にお尋ねいたします。参議院で平成十年度予算案の審議が始まったのは三月二十三日のことでございます。初日、私は質疑に立ちまして、冒頭、この審議を進めるに当たって、緊張しているけれども、一方では気の抜けたビールをあてがわれたような気もするということをおしやりました。というのは、このときに既に与党幹部が何兆円といった数字を挙げながら補正予算の必要性を盛んに口にされてきたからでございます。それで、私は総理に補正予算を組むお考えはありますかとお尋ねしましたら、総理は、政府として補正に言及したことはないということをおしやられ、自民党は党内の議論を公開しているし、議論を封じつるつもりもない、こういうことをおしやりました。

そこで、私は、そうした状況が実は国民の気の迷いを生んでいるし、そのことが景気を回復させない一因になっているんじゃないかということも申し上げましたら、総理は、私は暴れん坊でお人よしの方の学生時代を過ごしたということをおしやられ、おだてに乗りそうな暴れん坊がみずから行動を慎んでいるんだという答弁をちょうだいいたしました。

総理は、かねがね、取りこぼしがないという評価をされているようでございますけれども、私は、最後まで補正について明快なお考えを示されなかつたことについて、答弁というのはかくあるのかと手本のように思ひまして、今でも鮮明に覚えております。

それはそれとしまして、四月九日に無修正で予算案が成立いたしました。そして、五月十一日に補正予算を提出されたわけであります。

私は、この当初予算を審議する最初から、野党側が景気をいれ型の対策が必要であるから予算の組み替えをしてはどうかということをおっしゃる経緯もあり、補正ではなくて当初予算の組み替えをするべきではないかと思つていたわけであり、その考えは今でも変わりませんけれども、そうした経過を踏まえて、二点、総理に質問したいわけでございます。

一つは、当初から補正予算での景気への介入をやるといふ腹を固めておられたのではないかと、やらせに詰めて言うのと、政府の要人ないしは党の幹部に承知の上で別の発言、やらせをやっていたのではないかという疑いが消えないわけですが、そういうお考えがあつたのかどうかというのが第一点。

それから二点目は、予算の組み替えをやらずに補正で景気への介入をやられたことについてその理由を伺いたいと思ひますし、そのタイムラグが景気のマイナスを生んだのではないかと思ひますが、御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、議員の御質問をいただきましたが、確かにそのやりとりを私も鮮明に記憶をいたしております。

その上で、役割分担と申しましようか、政府と与党で役割分担をしたのではないかと、そういう疑念を抱かれたようでありましかつても、それは私は真つ向から否定をさせていただきますと思ひます。そして、私どもが予算を編成いたしました時点において、まさに最善の予算をつくつていて、そういうつもりでこの予算の編成作業に携わりました。

そして同時に、その景気という面におきまして、今国会、御記憶のように、通常より早く召集をさせていただき、特別減税と九年度補正予算を冒頭御審議いただき、これが組み合わされて年

度初めを引っ張ってくれるという期待を我々はかけておたわけであります。

ところが、その後本年に入ってから、実体経済にまで影響の出ているその数字というものを覚えておきますと、十一月のQ.E.、あるいは日銀短観、さらに失業率といった数字が非常に深刻なものになってまいりました。私どもとしては、こういう状況の中でさらなる追加措置をとることを考え、総合経済対策を公表し、今御審議を願おうとしておるわけでございますが、そういう意味では、政府・与党が云々という点については疑念を晴らしていただきたい。

同時に、参議院で御審議をいただく最後のころに一番考えておりましたこと、それはむしろ暫定の期日を一日でも縮めたい、暫定予算は申し上げるまでもなく新しいものは何もできません。それだけに、本予算を一日も早く成立をさせていたいくことによつて新しいものに手をつけていきたい、盛り込まれている施策を動かしたい、率直にそういう思いでありました。

○寺崎昭久君 総理は、役割分担を政府と与党でやつていたわけではないかと、あるいは景気への介入は九年度補正で検討されたという御趣旨の御発言だつたと思ひますけれども、私は、最初から十年度補正予算で景気への介入をやろうというお考えがあつたのではないかと申し上げる根拠というのは、一つは、二月の施政方針演説でござい

ます。

施政方針演説のときそれが予感されたわけでありましかつても、当時の状況というのが、総理も強調されておりましたように、日本発世界恐慌を出してはいけないということを言わしめるほどの悪い方向に向かつていたのだらうと思ひますから、財政法よりも景気対策に力点を置かれた演説をするというの、私は理解のできることであります。それはそれとして、それは言つても昨年の十一月二十八日、全野党の反対を押し切つて財政法を成立せしめた。その後で九年度補正とか、あるいは当初予算を組み替えるというのは、これは

政治責任に発展しかなない、それは回避したいという思いがあったんではないか、この二月の施政方針を通じてそんなことを感じたわけでごさいます。

そうでなければ、野党が組み替え要求までしているわけですから、そのときに応じられてもよかったんではないかと思いますが、政治責任を回避するというようなお考えはなかったのかどうか、伺います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私はそういうつもりで物を申したつもりはありません。その上で、どこかで必ず問われるのであれば、それは例えばその時点だけを回避すれば済んでしまうという性格のものではないはずであります。

むしろあのとき、私にとりましては、要するに預金者の金融システムに対する不安というものは幾つかの類型に分けられたと思います。当時ありましたものは、まず預金者の方々が自分の預金に心配という一つの流れでありました。これはおかげさまで安定化策が功を奏し、沈静化をいたしております。

もう一つは、資金調達市場としての機能を果たしてくれるか、いわゆる貸し渋り問題というものであります。この点につきましては、政府系の金融機関が最大のバックアップをいたしておりますし、資本注入策を講じながら、今まだ依然として効果的な数字の変化を見るに至っておりません。多少の改善はありましたけれども、そして私は、それが市場の中から他国に波及することを本当に懸念をいたしております。

そういう点での意識が間違いないにございまして、その懸念はこれからもまだ自分どもは注視を続けなければなりませんけれども、問題意識としてはちよつと議員の御指摘とは違っておりますように思います。そして、その政治責任ということでありましたらどこであれ問われておりますし、これからも問われるのであります。

○寺崎昭久君 今、政治責任の話も触れられましたが、総理は、平成十年度予算が成立した

ときの記者会見の中で、政治責任の問題について御答弁なさっております。

記者が、きのうまで財政法に基づく九八年度予算がベストだと言っていたのに、一転してきょうは追加景気対策が必要と言っているのは、これは政策の転換ではないか、その政治責任はいかにということとを質問しております。これに対して総理は、責任追及を恐れて必要な政策を実施しないということの方が政治責任だという趣旨の御発言をされております。

いわゆる不作為責任というのを強調されたのだと思いますけれども、私はこれを記録で読みまして、総理ははぐらかしているなというように思いました。それは、先ほど紹介の暴れん坊自重論のときにも、逃げではないけれどもかわされたと思つたわけでありました。

というのは、なさざることの責任を言うのであれば、その前に結果責任ということに一言触れなければいけないのではないかと思います。政治というのは、改めて申し上げるまでもなく、今やっていることが三年後、五年後にどういう影響になっているかというのを予見する能力を必要とするんだと思いますが、同様に、過去やったことが現在にどう投影しているのかということもきちんと総括、評価しなければ、次の政策に結びつかないと考えざるを得ないと思います。

そういう意味において、二点質問いたします。一つは、昨年度の九兆円に及ぶ国民の負担増が景気の芽を摘んだという見方がかなり一般化していると思いますが、これについて総理はどう評価されているのでしょうか。どう御自分で思っておりますのかというのの一つです。

それからもう一つ、十年度予算を緊縮型にしておいて、成立した間を置かずに補正を提出されたということについての結果責任をどう感じられておられるのか、お尋ねします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まず第一に、昨年度の税制改正等についての御質問であります。これはもう既に繰り返し何回も御答弁を申し上げ

げておりましたように、先行している所得税減税等に見合う消費税率の引き上げとして予定されていたものであります。しかも、その二%の引き上げのうち一%は地方財源ということもあり、これが実施できない場合の影響というものは、議員御指摘の方向とは違つた意味でまた大きな問題であつたと思ひます。

その上で、これも既に国会で答えを申し上げておりますように、引き上げを決定どおりに行うというアナウンス効果が発生した瞬間から、すなわち一―三月における駆け込み需要というものは私どもの予測を超えるものであります。当然のことながら四―六における落ち込み、反動減として、やはり私どもの予測を超える落ち込みをいたしました。しかし、いつもこれを申し上げますしかられるのであります。七―九の消費の数字が上昇していたことは、プラスに転じていたことは事実であります。

ただ、確かにその後、七月のタイの通貨危機から発生をいたしましたアジアの金融危機というものが、同時に我が国の大型金融機関の破綻というものが、これが一遍に国民の、また企業のマインドを冷やした、そしてそれは実体経済にも大きな影響を及ぼしてきている、この事実是否定することができません。

ただ、もしということとは本当は許されないことなんですけれども、そうしたものが仮になつた、あるいは軽微であつた場合、その後消費性向がどう動いたかということにはいろいろな議論を立て方があつたと存じます。ただ、事実問題として七―九の改善は、十一月二期には下落になりましたから全く影響がなかったというように申し上げるつもりはありません。

それから、確かに十年度予算を編成いたします時点で財政法に基づいて私どもは予算編成をいたしました。そして、本委員会において御審議をいただくそのものになりました弾力条項のような発想が、財政法をつくり上げていきますプロセスにおいて私どもに欠けておつたことは事実であります。

す。そして、弾力条項という御論議がアメリカのOBRAを例にしてとられましたときに、立法政策上の一つの判断という評価をしながらも、日本においてこれにかわる適切な数値目標たり得る指標があるかどうかという自問自答をしたことも事実であります。

○寺崎昭久君 政治責任ということにかかわつて確認しておきたいんですけれども、過去の政策ミスとか判断ミスというのは政治責任の範囲に入るのでしょうか。また、政治責任というのはどういう状況になつたら生じるとお考えなのか、あるいはそれを明らかにする場というのはどういうところなのか。

実は、先ほど申し上げた十年度予算が上がつたときの記者会見のやりとりがちよつとわかりにくいものでありますから、総理のお考えをもう少しとめてお尋ねしておきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私自身、自分の判断あるいは自分の行動、さまざまな場面での政治責任という言葉を聞いて受け取っております。そして、これはメディアの皆さんのせいにするつもりはありませんが、メディアとの記者会見におけるやりとりは、あくまでも質問があり、その質問に答える形のやりとりでありまして、今、議員のお尋ねのケースと必ずしも合致をしないかもしれません。

そして、一つの例として自分自身の判断を挙げさせていただきますならば、かつて大蔵大臣在職中、証券不祥事という事件が起きました。また、一部金融機関における偽造預金証書並びにこれを担保とした不正融資の問題が起きました。この事件自体でも、私が大蔵大臣になりましたから局長連達の原因になつたということも言われ、また、その偽造預金証書による不正融資の問題に私の当時の秘書がかかわつていてという御批判を受けました。そして、多くの方々から即時辞任という責任のとり方を求められました。

私は、お許しをいただいて、その事態の解明が終了し、対策の第一弾を実行に移し、あわせて証

券監視システムの新たな姿を構築するその絵図面までをかき上げた上で次の方にバトンを渡ししました。私は、私なりにそれが責任のとり方だと思いましたが、しかし、多くの方々から、事件が起きた瞬間にやめなかつたのが潔くないという御批判を、あるいはしがみついているという声を浴びせられたことも事実です。

しかし、やはり事件が起きたとき、ただそこでやめてしまふというやり方よりも、私は、少なくともその事件の結果として証券取引等監視委員会をつくる、こういう形でこういう人材をと、ほぼその人材まで確定をし、同時に証取法の改正の第一弾まで完了してバトンタッチをした。私としては、あの時点、それ以外の判断はございませんでした。

○寺崎昭久君 責任のとり方というのは、当然それぞれの人々の哲学にかかわる問題だと思えますから、総理のお考え方を頭から私と違ふといつて否定するつもりはありませぬけれども、スハルト大統領も、自分で改革の道筋をつけたいと願つたんでしようけれども、かならず退陣というようになつた例もありますので、一言つけ加えておきます。

ところで、市場の反応というのはは政權に対する評価になるのかならないのか、その辺についてお尋ねしておきたいと思ひます。

株式とか債券市場、いわゆるマーケットというのは、経済の体調をはかる、あるいは表示する仕組みであらうと思ひますけれども、このところ、総合経済対策等を打ち出してもいま一つ反応が鈍い、日本の経済体質というのは拒食症体質になつてゐるのではないかと思はれるぐらい鈍いわけでありまふ。

例えば、三月十六日に与党三党が十六兆円事業規模の総合経済対策を打ち出したけれども、平均株価はこの日が前日に比べて百九十九円下がりました。翌十七日は百三十六円高くなりましたが、十八日にはこの対策を発表する前の水準を割つております。また、政府が総合経済対策を発

表した四月二十四日を見てみますと、前日比で二百五十四円高の一万六千一百一十円になりましたけれども、休みを挟んだ二十七日月曜日の平均株価というのは三百六十一円安、一万五千六百四十九円といふことになつてしまつております。どうしてこういうことになつてしまつたのか。これは言つてみれば、橋本内閣に対するマーケットの一つの評価ではないかと私は思ふんですけれども、その点について、総理はどう判断されておりますか。

日本の本當の危機というのを表紙にした雑誌を発行しており、日本には膨大な隠れ借金があるといふ論文を数ページにわたつて載せているわけでありまふ。英國のエコノミストの四月十一日号は、これまた表紙に日本の経済状態を載せてしまつて、もろに日本が崩壊したという見出しをつけております。こういうものは間違ひなく株価だとかあるいは為替相場に影響を与えているんだらうと思ひます。また、先日のロンドンでのG7のときに、十六兆円の経済対策を大蔵大臣は説明されたようでありまふけれども、評価が必ずしも高い評価ばかりではなかつたといふことも伝わつてきております。

その上で申し上げるのは、今、日本の市場は日本の国内の事情だけで動いてはおりません。国際的な流れの中で他の市場の動向にも極めて敏感に反応をいたします。また、国際的な出来事に当然のことながら影響を受け、その上で、どの市場に資金を投入すべきか、あるいはどの市場から引き揚げべきかを考えておられる方々もありまふしう。そういう意味では、市場の判断といふものは私どもにとりまして一つの大事な判断材料でありますし、経済といふものを考えるとき重要な要素の一つであります。市場の反応だけがすべてではないのではないかと。

そういうことを考えますと、市場の評価というのは確かに世界規模であつても、それだけに総理のなされてゐること、言動といふのは世界じゅうから見られてゐるという御認識で御発言いただきたいし、行動いただきたいものだと思つております。

私は率直に申し上げて、昨年来のアジアの通貨危機等の流れを見ておりまふても、投機的な資金の動きによる影響といふものを、それが市場の評価と決めた場合にアジア諸国の状況はどうなるんだらうと思ひます。それぞれの国の持つファンダメンタルズと市場の動きは同一であつたでしょうか。我々は、市場の判断といふものは極めて注視しますし、これからも注視いたします。

そういうことを踏まえて、このところの為替相場を見てみますと、この二十七日には一ドル百三十八円二銭を東京の外為市場でつけられました。これは日本経済の脆弱さに対する海外の懸念をあらわしたものだと思ひます。また円安がアジアの通貨と経済の混迷を長引かせるんではないか、その結果がまた日本の銀行の不良債権を拡大させるのではないかと、これじやかなわぬ、円売りだといふような一連の流れになつてゐるのではないかとこのことを心配しているわけでありまふけれども、総理は昨今の円安といふものをどう考へてゐるのか、御自分の政策がこれにどのよう反映されてゐると考へてゐるのか、御所見を伺ひたい。

○寺崎昭久君 マーケットが世界規模で動いてゐるといふのは否定しませんが、それだけに海外がどう橋本内閣を見てゐるかといふのは大変気になるところであります。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 為替の水準に言及することについてはお許しをいただきたいと存じまふけれども、その上で、私は日本の持つ少なくとも基本的なあらゆる条件を考えましたときに、まず第一にとにかく為替水準で一番私どもがなつてほしくないことは、それは乱高下であります。い

ずれにしてもなだらかな動きが望ましい。そして、そのなだらかな動きといふものはある程度安定したものであることが望ましい。実力を反映したものが望ましい。そういう思いを持って改めて眺めましたときに、非常に注視を必要とする状況であると思つております。

○寺崎昭久君 もう一つ、政治責任をはかる尺度になるのかどうかという意味でお尋ねしますが、それは世論調査でございませう。もちろん、日本は民主政治が行われてゐる国でありますから、主権在民であり、信なくば立たずといふのはそのとおりだと、厳しく受けとめなければいけないと思ひます。

このところの内閣に対する支持率、不支持率を並べてみますと、まず支持率、朝日新聞三二%、読売新聞三一・一、日経三〇・五、産経二三・三、東京三七・一。不支持率、朝日五一%、読売五五・三、日経が四五・五、産経五六・二、東京五六・一といふことで、いずれも支持率を不支持率が大幅に上回つております。

こういう事態を総理はどう受けとめられてゐるのか、あるいはどういふ状態になつたら内閣は退陣しなくちゃいけないのかなといふようにお考えなのか、一般論で結構です、御所見を伺ひたい。

○國務大臣(橋本龍太郎君) まず、人間ですから支持、不支持が気にならないはずはありませぬ。その上で、一喜一憂しても仕方がない。自分としてやらなければならぬと思ふことを、時間を与えていただける限りきちんとやつていくのが私の責任だと、そう考へております。

同時に、出処退退といふのは自分で決めるものであり、お人に決めていただくものではないと思つております。

○寺崎昭久君 もう少し私の持ち時間がありますので、少し角度を変えて、総理にはお休みいただきたいと思つております。

大蔵省にお尋ねします。

まず、税収見積もりに関してでありますけれども、平成九年度税収は現時点で三月までの税収が

明らかになっておりますけれども、九年度税収の三月までの累計額と、九年度補正後の見込み額について御報告願います。

○政府委員(尾原榮夫君) 平成九年度税収でございますが、現在、今お話がございましたように三月末までの累計が判明しております。三月末累計の対前年同月比は一〇三・四％というふうになっておりまして、累計税収は四十一兆五百九十六億円となっております。

なお、補正後予算額は五十六兆二千二百六十億円となっておりますが、九年度税収としては十月四月、五月の二カ月分の税収が残されているところであり、それを注視してまいりたいと考えているところでございます。

○寺崎昭久君 三月までの累計額と補正後の税収見通しのギャップを考えてみますと、これから四月、五月で十五兆円を上回る税収がないと補正後に達しないわけでありまして、その自信はありますか。見通しはお持ちですか。

○政府委員(尾原榮夫君) 今お話し申し上げましたように、累計は四十一兆五百九十六億円ということになっておりまして、予算を達成するためには十五兆円余りが入ってくる必要があるというのはそのとおりでございます。

そういう意味で申し上げますと、今度の四月分といたしましては、申告所得税のうちの確定申告による納付の大宗を占めます振替納税分が四月税収として入ってまいります。それから、法人税あるいは今回の消費税の引き上げによるものでございますが、この三月決算法人のウェイトが大きいうございます。この納付が五月税収となっております。

そういうことで、この残された二カ月分の税収につきましてどのように出てくるのか今後十分注視していきたい、こういうふうにご考えております。

○寺崎昭久君 状況はわかりますけれども、答弁にはなっております。過去の状況で申し上げますと、例えば平成八年度は四、五月分の税収という

のは十二兆三千億です。平成七年度は十二兆六千億、平成六年度は十一兆二千億というものが過去の実績でございます。

それじゃ、今景気はいいのかということをおし上げますと、きょうも三月の景気動向指数の一致指数が八カ月連続で五〇％を割ったということから、景気後退というのを言わざるを得ないという状況の中で、なぜ昨年、一昨年を上回る十五兆円もの税収が可能かと考えるのですか。

○政府委員(尾原榮夫君) 今の先生の御指摘は、昨年度の四、五月分が十二兆円であったかということからのお話……

○寺崎昭久君 違います。去年を上回る税収の根拠を言ってください。

○政府委員(尾原榮夫君) 実は、九年度について申し上げますと、昨年度と異なる要因といたしまして、消費税率の引き上げによる増収効果が三月決算法人を中心に集中的にあらわれてくるというふうに見込んでいます。

いずれにいたしまして、今後の残された二カ月分の税収でございますが、九年度中の経済動向の影響を含めましてどのように出てくるのか十分注視していきたい、こういうふうにご考えているわけでございます。

○寺崎昭久君 これから見積もるのでは答えにならないんです。というのは、過去の実績、今の経済状態を勘案すればとも十五兆円などという税収は期待できないんじゃないですか。本来だったら九年度補正のときに、九年度予算で見積もった税収を減額修正しなければいけないのに大蔵省はそれをやらなかったんではないか、それが問題だと申し上げているわけでありまして。

九年度税制について言えば、四、五月はせいぜい十二兆円ぐらい、かた目に言えばそういうことだと思えます。ということは、十五兆円の差、三兆円ぐらいサバを読んでいるということだと思えます。本来で言えば、平成九年度の税収というのは三月までの累計四十一兆円、それに十二、三兆円足して五十三兆円とか四兆円というのが限度な

んです。ただ、十年度予算を組むに当たって、前年度をベースにしなければならぬので、高目設定してなかったら十年度予算というのは組めないわけですね。というのは、財手法で縛りがあって赤字が入られないからです。

そういうことを承知で、税収増が期待できないのに高目設定したというのは、確信犯じゃないですか、あなた。

○政府委員(尾原榮夫君) 九年度の補正予算におきまして税収減をお願いしたわけでございますが、特別減税九千七百九十億円のほかに、それまでの課税実績を見込みまして五千九百七十億円の減少をお願いしたわけでございます。

それで、今の昨年度の実績との比較で申し上げますと、繰り返しになりますが、九年度につきましては消費税率引き上げによる増収効果が集中的にあらわれてくるという要因もあるわけでございます。

いずれにいたしまして、今後の税収でございますが、確定申告さらには三月末決算、これを見守ってきたい、こういうふうにご考えているわけでございます。

○寺崎昭久君 大蔵大臣は、当然そういうからくり、やりくりというのは御存じだと思っております。そういう前提に立つて、例えばこの「財政事情の試算」というのがつくられているわけですね。この表によりますと、平成九年度から平成十七年度まで出ているわけでありまして、もう九年度が違ふ、十年度が違ふのに十七年度も平気で出している。この無神経ぶりというのはどういふことなんでしょうか。これを前提にして財政健全化を図るとか財政構造改革を行うというのは実にむなし、そういうふうに思いますけれども、総理は思いませんか。

○國務大臣(松永光君) 今、主税局長が答弁いたしましたのは、消費税をアップした分の入りぐあいが三月決算法人を中心にプラスとして入ってくる、それに期待を寄せながら、何とかいけるだろうという答弁でありまして、その消費税率の

期待を表明したわけでありまして、その主税局長の説明を私は了としておるところであります。

○寺崎昭久君 四月、五月の税収が幾らかというのはあと二カ月もすれば確定することですから、またそのときにやらせてもらいますので、よく覚えておいてください。

最後に、総理に御所見を伺って、私の持ち時間を終わりたいと思います。

先ほど来、私は、政策不況の責任であるとか判断ミスは政治責任の対象になるのかとか、幾つかの例を挙げながらその点について言及させてもらいましたけれども、他面では難問、課題が山積している中で総理は一生懸命働いておられるなどというところについて敬意を表しております。感服もしております。国会審議に対応されたり、日曜、祝日も返上されて海外での会議に出られたり外交日程を消化されたり、党務をやられるというのは超人的な働きだと思えます。

総理自身も、多分目いっぱい頑張っているという自負心をお持ちだと思います。だから、財手法の改正に当たって臨機応変の措置だということがすらすらと見えるんだらうと私は善意に解釈もしておりますけれども、相当お疲れだということも感じております。総理の周囲からは、朝は元気で帰路につくころは心身ともにほろほろが見えるようになりましてというふうな声も聞かえてくるわけでありまして、無理からぬことだと受けとめております。

ただ、申し上げたいのは、自負心の強い人ほど人の評価とか周囲がどう見ているかということには疎くなりがちだということでもあります。そういう人を私は何人も見てきております。そういう点も総理、折に触れてお考えになった方がいいたくはないかと。何事にも潮どきというのがあると思います。

先日、スハルト大統領に対してはアメリカのオルブライト國務長官が云々されましたけれども、オルブライト流に言うところ、日本の民主政治と政治を守るという遺産を残すため、橋本総理は政

治を守るという遺産を残すため、橋本総理は政

治家として歴史的な行動をとる機会に直面しているということではないかと思ひますが、いかがですか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 極めて友情にあふれる笑顔とともにの御忠告を私も真剣に拝聴いたしました。

その上で、私は本当に政治家の出処進退は自分で決めることだと思つておりますし、その意味ではほかの方がおっしゃることに疎かならないように注意はいたします。しかし同時に、何か事あるごとに責任者が物をほうり出していたら、世の中動くでしょうか。歯を食いしばらなかならないときもあり得ます。内心煮えくり返るような思いでも笑顔で物を申すこともございます。

○小川勝也君 民主党の小川勝也でございます。

寺崎委員に引き続き、若干の質問をいたしたいと思ひますが、閣僚の皆さんは総理を初めとして大変お疲れのことだと思ひます。どうしてもお眠りになりたい方はこの部屋から出て眠つていただきたいと思ひます。あと十四分午前部の部が終了いたします。十四分間、皆さんにとつても意義ある質問にしたいと思ひますので、ここにいらつしやる方は目をあけて聞いていただきたいと思ひます。

まず、財政法の総括についてお伺いをする前に、パキスタンの核実験について二、三総理にお伺いしたいと思つております。

私もこの報に接したとき、何とも言えない感じになりました。それは、私だけではなくてすべての日本国民、そしてとりわけ橋本内閣総理大臣におかれましては特別の感情をお持ちだと拝察申し上げます。

そして朝、新聞に目を通して驚いた、あるいは当然のことなんでしょうけれども、びっくりしたニュースがありました。これは新聞が報道していることなんでしょうけれども、それはパキスタン国民がこのことを支持しているということであり得ます。「インドと同じように核実験をやつてハッピーだ。インドはわれわれを嫌つ

ている。インドと同じことは何でもしなければならぬ」と、こんな声もたくさんあります。号外も競つて買われた。そしてある人は答えています。「庶民が聞けば一二〇%の喜びを表現するだろう」。これが国際政治の本当の姿だと思ひます。すべての政治家やあるいは新聞が非難をしたり遺憾の意を表したりするのは当然でありますけれども、これだけは何ともできないことがあると思ひます。

そして、今までは核保有国、いわゆる五大国あるいは核クラブと呼ばれる国々が、自分たちは核兵器の実験も済んで保有をしているけれども、これから開発する国にはそれを許さないという縛りがありました。これは、今回のインドに続くパキスタンの実験で事実上破綻したと言わざるを得ません。

そこで、日本の立場であります。

先日この委員会で、山本一太委員から示唆に富む発言がございました。日本は言うまでもなく唯一の被爆国であり、そして非核国であり、そして国連やさまざまな国際機関あるいは途上国に対してたくさん援助あるいは提出金を出してあります。このことを総合いたしまして、核保有国にやらない核拡散の防止体制、新しいものを創設する必要がある、あるいは日本も外交戦略を見直して世界の平和を守るために日本が特に何ができるかということに改めて考えなければいけない時期に達していると思ひます。

まず、橋本総理の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今、議員はパキスタン国民の核実験に対する反応を例に引かれ、それが国際政治と言われました。私はその点には異論がございません。国際政治ではございせん。

建国以来極めて厳しい対立の歴史を繰り返してまいりました。しかも、宗教的にも非常に厳しい歴史を持った、そしてカシミールという爆弾の種のような地域を抱えたままイギリスから独立をしたこの二つの国、対立の長い歴史がございまして、

た。しかし、私自身もその両国ともに訪ねたことがございまして、ある程度までの自制が続いていたのがこじばらけの状況でした。

それがインドの核実験によって、打ち返しのようにパキスタンの国民感情も沸き立ちました。だからこそインドを国際的に厳しく審判をし、同時にパキスタンに自制を求めるといふのが国際社会でありました。

残念ながら、私もこれは成功いたしませんでした。しかし、インドとパキスタンの間のこのもつれた関係をほどこいていこうとすれば、カシミール問題というものに否応なしに帰着をいたします。であればこそ、日本は安全保障理事会においてカシミール問題を議題にするように一生懸命に働きかけをしておりまして、力足らずで実らないうちにパキスタンの実験という事態になりました。

我々は、我々としてとれる経済援助というものの見直しによりこれに対する姿勢は示しましたけれども、それだけを続けていけば責任が済むわけではございません。ですから、国連安保理を初めとする国連の場においてもその他の場においても、私どもは全力を挙げて、究極の目的は核廃絶であり、その以前に拡散の拡大を防ぐということである、C.T.B.T.をきちんと締結させることである。現に、例えばカットオフ条約について日本が主催をいたしました専門家会合には残念ながらパキスタンは参加をいたしておりませんでした。こうしたのを初め、さまざまなことを言われている幾つかの国も入っています。出てきています。こうした地道な努力を傾けていくことが我々がやらなかならぬ努力ではないだろうか、そしてまたそれができるのが日本の役割ではないだろうか、私はそう思ひます。

○小川勝也君 総理は国際政治ではないということとを申されました。ちよつとニュアンスが違つて伝わったかなというふうに思つております。インドが核実験を挙行してしまいました。そして、この五大国だけが核を持ちつつはかの国に開

発を許さないという姿勢に異議を唱えておつた国はたくさんあると思ひます。そしてその中で、総理から今お話のあつた、隣国で実験が挙行されてしまった。そしてその歴史的なききつの中で、その隣で相争つてきたパキスタンが核実験を行つた。私はパキスタンに同情するものでもありませんし、パキスタンの行為を正当化するものでもありませんけれども、そこにこの我々の住む地球という中においての日本の対処の仕方の難しさがあると思ひます。新しい平和戦略をみんな考えていかなければならないと思つております。

そして、パキスタンでは核実験を喜ぶという報がありました。我が国内においては、インドやパキスタンが核実験を行つたことを知らなくても松田聖子が歯医者さんと結婚したことは知つているという人もいます。

しかしながら、それとかなわぬ状況も想定されるところであります。それは、パキスタンが北朝鮮と軍事的な協力をし、いわゆる今回の南アジアにおける緊張が韓半島に移行するのではないかと懸念されております。これはどのように状況を把握されておられるのか。もし総理が答えできない場合はほかの方で結構でございます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今、私は特定の国名を挙げて議論を行うのが適切な時期だと率直に申し上げて思ひます。

しかしインドが、続いてパキスタンが核実験を行い、これが今後国際社会でどう扱われるかによつてこの緊張が拡大する可能性があることは、議員の御指摘をまたずとも私も心配をしております。であればこそ、特使を送り、カシミール問題の論議を安保理に呼びかけ、自分自身で電話をし、あるいはE.U.に経済的な制裁を含むインドに対する対応を決めてもらうように働きかけるといふ努力を我々はしてまいりました。拡大を心配するからです。

問題意識は十分持つておりますが、特定の国名あるいは地域名を挙げて議論することは、私は今時期的に必ずしもふさわしくない、むしろ拡大

午前十一時五十六分休憩

を防ぐ努力に集中すべきときではないかと。御協力がいただけますならば、委員においてもそのような御協力を賜りたいと思います。

○小川勝也君 午前の部が残り五分になりましたので、財政法の総括をさせていただきたいと思ひます。御答弁をいただく時間がありませんので、ざっとまとめてみたいと思ひます。

先ほど寺崎委員から、九兆円の負担増が時期においてもあるいは挙行したことにおいても間違ひだったのではないかとというサジェストがございました。

パブル経済が終えんをして国民経済が少し上向いたときに九兆円の負担増が行われた。財政構造改革を焦る余りに、野党の反対を押し切り財政法を成立させた。そして不景気になりました。私のふるさと北海道においても、大きな会社小さな会社、たくさんの倒産がありました。そしてたくさんの失業者が出ました。国民は塗炭の苦しみに陥れるという言葉があります。それほどひどいかわかりませんが、大きな問題に発展いたしました。

そして、補正予算であるとか景気対策であるとか、あるいは金融支援でたび重なる支出を行いました。これは本来、いわゆる九兆円の負担増を決めたときも財政構造改革法を成立させたときも、財政状況をよくしようと思ひてやったのが逆に負担を大きくしているわけでありまふ。そして今回、閣僚の皆さんお疲れでしょうけれども、ここに財政法の改正という法律があります。そして、この後補正予算を組みであります。

これは私から言わせますと、国民経済を悪くしておいて、財政出動をして、あるいは補正予算で景気対策をして、国民にはらよかったらどうか。マッチポンプと同じじゃないかと思ひます。この間の景気を悪くして、よくするためには財政出動をする。やらざるがなのことを二つも三つもやっているわけですね。これをどうとらえるのか。私は、完全なむだであり、そして国民経済をもてあそぶものだ、こう断言せざるを得ない

と思ひているのであります。

そして、一つだけ質問をさせていただきますが、今回また大規模な補正予算をして、国民経済はよくなるよと、それは政府の方も自民党の方もおっしゃるであります。私はこの十六兆円の景気対策の中身が問題だと思ひているのであります。当然、公共事業依存体質というのは、私のふるさとでもあるいは日本のどここの地方においても変わらないのであります。

総理が、今私が言いましたむだな施策をずっと打っている間に、本当は体力のある間にやらなきやいけなかったことは、公共事業に依存をしないで地域経済が成り立つ体質をつくることだと思ひます。政府はそれを怠り、いた

ずらに財政と景気を刺激をしながら、あるいは悪い方に刺激をしながら、だからと旧態依然たる公共事業によつて地域を自民党支持に固めるといふことにずっと終始してきたのであります。当然のことながら、この公共事業の依存体質という事柄だけではありません、改革をするためには体力が必要であります。

○委員長(遠藤要君) 質問者にちよつと注意します。答弁の時間がありませんよ。

○小川勝也君 それでは、お伺いをいたします。これまで私が申し上げました負担増、財政法、倒産を招いた責任、そして今までの政治的な空白をどのようにお考えなのか。そして時間があれば、公共事業依存体質をどう変えていくつもりなのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長(遠藤要君) 質問時間内で御答弁願ひます。

○国務大臣(松永光君) 今、御審議をお願いしておる財政法の改正案あるいは減税法案、いずれも国民のために一日も早い景気回復を図りたい、そういうことで提案をし、御審議をお願いしているところでございます。

○小川勝也君 終わります。

○委員長(遠藤要君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後一時開会

○委員長(遠藤要君) ただいまから行財政改革・税制等に関する特別委員会を再開いたします。休憩前に引き続き、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案外三案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○益田洋介君 財政構造改革から始まって教育改革まで、六つの大改革を総理は自分の政治生命を賭してされようという大変な目標を標榜されていまして、大蔵省そして日銀に至るまで、きょうは防衛庁の話もちよつとさせていただきますが、一連の官僚の不祥事、こういうものをまず整理しなければ、新しいきちつとした体制を組まなければ総理が標榜されている改革は一向に進まない。週末、日本全国各地を歩かせていただいたのですが、あちこちから起こってくるのは、みんなこういうことなんです、集約しますと。国民の信頼感が薄れている、政治に対しても行政に対しても薄れている。

私は、一体何でこんなことになってしまったのか、総理の率直な御所見をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 政治に対し国民が本当に怒って、その怒りをぶつけられた記憶を、私は九年前の参議院選のときに与党自由民主党の責任者として全国を遊説したとき肌身で感じたことがございます。このとき、本当にその遊説にたくさんの方々が集まられ、しかもその反応というものは極めて冷やかかなものであります。結果として、我が党は大敗をいたしました。

そして、その信頼を党として取り戻すべく今日まで努力をしまひましたけれども、その間にあって、当時は与党としての私どもだけにつづけられておりましたその怒りというものが、今むしろ無関心という形になり、低投票率という形であ

らわれておりますことを私は本当に懸念いたしております。そして、関心を持っていたきたい、投票所に行っていたきたい、そういうのが今日まで参りました。

そして、これは当然ながら、与党であり最大会派であります自由民主党も大きな責任を負わなければなりません。政治に携わる者が、もう一度国民が政治に対する関心を取り戻すための努力を、少なくとも投票所に足を運んでいただくだけの関心を持っていただくための努力をしなければならぬと思ひます。

また、官僚における不祥事というのに対して今御指摘をいただきました。

私は本当に、倫理規程というものをもちつてすれば官僚諸君の廉恥心に訴え、これを正すという方向に向かうものと願ひておりましたが、その期待が裏切られました。これを非常に情けなく思ひます。そして、倫理というものを法でつくらなければならぬということの無念さをみずから心に持つておられますが、これはやはり従来の行政の持つておりました、いわゆる事前管理型と申します。国民の行動に対し官が責任を、恐らく善意であつたであらう、持とうとした行動が、すべての面に事前管理の行政となつてあらわれた。

これを、むしろ自己責任というものを一方で明らかにしながら事後チェックの行政に変えていく。その中で一つは正していく、行政の裁量の幅を縮めていくということとでそうした事件の発生する余地を減らしていく。こうした努力と並行して、公務員諸君にもう一度みずから国民に対し負うている責任というものを思い出してもらうような努力をしていく、そうした方法しかない、そのように思ひます。

○益田洋介君 ありがとうございます。ぜひ与野党問わず力を合わせて、私たち政治家も国民に恥ずかしいように、そういうようなシステムづくりに心がけていきたいと思ひます。

大蔵省のキャリアがついに逮捕されました。その三月の第一週、また金融界が大変揺れるような事件が起きた。同じ第一週に、生命保険会社のトップの日本生命と第二位の第一生命に対して東京地検の大蔵省官僚に対する接待に関する資料提出と任意の事情聴取が始まりました。御存じです。そして三月に翌週、三月の第二週には朝日生命と明治生命などについても同様の要請があった。これは御存じです。

それで私は、四月二十七日に大蔵省は処分を調査結果、氏名、それから対象となった接待、頻度、職務上関係があったかないかというようなりポートを出していただきました。

その中で一つ不思議なのがあるんです。国家公務員法上の懲戒処分対象者ではないが辞職、佐藤誠一郎さん、これはよくわからないんですよ、どうしてこんなふうになったのか。この方はいろいろなことをなさっていた。一九八二年に東大経済学部を卒業して大蔵省入省、昭和六十二年七月には青梅の税務署長になっていた。二十八歳。この間私言ったじゃないですか、こういうことしちやいけな。大学出て五年か六年した二十八の青年が床柱を背にして座らされて、地方の名士からちややちややされて、こういうことの出発点が間違いないですよ。違いますか。

それで、私がわからないと言っているのは、この方は出向していただい。第一生命から携帯電話を借りて何十万円という支払いをさせていたということがわかった。それは平成六年。この当時の職務というのは銀行局保険部第一課課長補佐。第一生命から携帯電話を一年間借りていた。平成八年の八月に関東信越国税局調査部長の職にあつたときに訓告処分を受けている。それで、その後すぐに、九年の七月には自治大臣官房付になって愛知県に出向している。農水振興監。平成十年四月の二十二日に愛知県庁を退職している。そして四月の二十三日、翌日に自治大臣官房付になって十年の四月大臣官房付、四月の二

十七日処分発表、この一日前に辞職している。

当時の愛知県の人事担当の大見賢治という参事の人が四月の二十一日に記者会見でこういうことを言っているんですよ。一連の大蔵省の関連と聞いた。二十日付で自治省から戻してほしいとの要請が文書であった。その後二十三日、すぐに大蔵省へ移るんだ。そのように心得ている。恐らく一連の接待事件との関係と推測しているんだ。身分が出先の愛知県職員では大蔵省として処分できないからこういうふうにするんだらうとこの担当の参事は言っている。そのとおり戻ったんです。自治省に戻って大蔵省に。処分の直前になって辞職させている。これはどういうことですか。

○国務大臣(松永光君) 委員の今の質問の中で、後半の方にあつた二十八か九で税務署長などにするから、そしてそこでちややちややされるから道を誤ると委員の御主張、私は全く同感です。

○益田洋介君 やめていいじゃない。○国務大臣(松永光君) いやいや、そこでこれからはそういう若いのを署長などにすると、それはしない、もう少し年の上をのすると、そういう方向で改善することになっていきます。それをまず申し上げておきたいと思っています。

それから、今の佐藤誠一郎という人間のことでございますが、これは委員が今おっしゃったような流れになっておられるわけでありました。国家公務員法八十二条に基づく懲戒処分は実は法律の解釈としては次のようになるということであり、ます。ということとは、出向したということで大蔵省の職員としての身分がなくなりました。それで、今度は復帰したから、その時点で大蔵省の職員という身分になるわけであり、また、再び大蔵省の職員になる前のことについては国家公務員法八十二条での懲戒処分はできないという法解釈だということに私は聞きまして、なるほどというふうにわかったわけですね。

そこで、この人のしたことについて、国家公務員としてあるまじき行為である、みずから進退を明らかにした方がいいというアドバイスをした。

そしてすぐ本人はわかったとみえて辞職願いを出し、かつ事の重大性にかんがみまして退職金も辞退しますということでありましたので、そのような処置にしたわけでありました。

○益田洋介君 九四年の七月から一年間、保険一課課長補佐だったところ、生命保険のMOF担というんです。大蔵省担当の社員から一回当たり数万円の接待を百七十回受けている、よく飯食ったね、一年間で。それで、そのうち特定のある生命保険会社から五十回。毎日じゃないか、これ一年間なら。百七十回接待を受けて、仮に一回二万円としても三百四十万円になる。三万円ぐらいだったからハイヤー代だとかおみやげがついて五百十万円になる。

逮捕された道路公団の井坂武彦さん、この人が収賄した額というのは、日本興業銀行百六十万円、野村証券二百六十万円と七百二十万円。大蔵省の検査部、宮川安一さん、この人も多いんだよね。あさひが六百十五万円、三和五十五万円、住友八十万円、極めて八百二十六万円になる。住友というのはどこにも名前出てくるね、イトマンとか光進もそうだし、まあそれはいいとして、それから、谷内敏美さん、三和から百六十三万円、住友七十五万円、また出てきた、住友、一回来てもらおうか。極めて四百五十三万円。大蔵省証券局、榊原隆さん、興業銀行二百九十万円、野村証券二百万円など五百四十五万円。佐藤誠一郎さんは、そういうふうな額の面からいうとこの人たちと遜色ないですよ。

何で調査しないで辞職させているのか。こういう人ほどきつと調べべきじゃないのか。何でやめさせたんですか。調査したんでしょ。したけれども、発表できないんだ。だから辞職させたんだ。違いますか。調査したと思うんです。僕は、間違いない。したのか、していないのか。○政府委員(溝口善兵衛君) 御指摘の佐藤誠一郎さんにつきましては、出向先から大蔵省へ戻りまして、そこで本人から聞き取りをいたしたわけでございます。

その内容につきましては、記者会見等で口頭で説明いたしておりますが、ごく簡単に申し上げますと、八年十二月以降、新しい通達のもとでござい、ますけれども、その期におきましては、民間金融機関との間の会食が五回程度、ゴルフは一回程度ということになっております。

それから、これも通達との関連でござい、ますけれども、七年五月から八年十二月の間にござい、ましては、職務上の関連のある金融機関と届け出等の手続を経ずにした会食が三十回程度、それからゴルフが一回程度、職務上の関連のない民間金融機関五社等との間での会食が合計五十回程度、ゴルフは少なくとも五回程度。

それから、さらにその前がござい、ますが、同じようござい、ますけれども、五年一月から七年五月の間に、民間金融機関との間で会食が七十回、ゴルフが五回程度でござい、ます。

○益田洋介君 一つお願いがあるんです、大蔵大臣。

四月二十七日に発表していただいた調査結果、百人を超える職員が処分された。これは接待元が銀行と証券会社です。生命保険もずつとだよ、これ。全部生命保険だ、この佐藤誠一郎さん。

生保についても同じような調査をしていただきたい。その結果は国民の皆さんに出していただきたい。ちまたでは、銀行なんか比較にならないと言っているんだ、生保の接待は。

調査して出してくださいよ。よろしいですね。大臣に聞いています。よ。発言する者あり。

○政府委員(溝口善兵衛君) 内部調査の関係でござい、ますので私の方からお答え申し上げますが、今回の内部調査におきましては、民間金融機関との間で行き過ぎた関係がなかったかどうかを調べたわけでございます。その民間金融機関の中には銀行、証券会社、保険会社等も含まれてはいるわけ

でございます。そういう意味では保険会社等には

つきましても調べたわけでございます。その上で、行き過ぎた関係があったと判断される者につきまして国家公務員法上の処分及び内規に基づく処分を行ったということでございます。

ただ、金額等につきましては、先生が最初御指摘になった何名かの方につきましては、これは地検の方で、いわば捜査のプロセスの中で強制捜査として調べてそういう数字をおまとめになったものでございます。私どもの方は、本人からの申告でありますとか、資料の突合でございまして、あるいは問題があるものにつきまして金融機関に照会するというような方法で調べたわけでございます。したがって、そういう関係で正確な数字というものは、過去にもさかのぼるわけでございますから、なかなか難しいわけでございますが、個人個人で処分があった者につきましては、先ほど申し上げました佐藤の場合のように件数とかそういうことはわかりましたので、申し上げているところでございます。

○益田洋介君 この生保については、ちよつと今回の調査ではこういうあいまいな手抜きがあるわけですよ。生保についてだけ抽出して調査結果を出してもらいたい。よろしいですか。

○国務大臣(松永光吉) 先ほどもちよつと申し上げましたけれども、この佐藤という男……

○益田洋介君 佐藤だけじゃないんですよ。○国務大臣(松永光吉) いや、佐藤についての話でございますから佐藤についてお答え申し上げるわけでありまして、自治省に出向する前、大蔵省に在職しているときに、民間金融機関との間で相当節度を欠いた接待を受けたということは調査の結果わかったわけですよ。でございますから、自治省を通じてさらに本人から聞きたいというわけでも帰してもらったわけでありまして、そうして、もしこれが国家公務員法で懲戒処分ができる法の仕組みになっておれば相当重い懲戒処分の対象になった人であると思いますが、ただ国家公務員法の八十二条の解釈上……

○益田洋介君 調査結果を出すのか出さないのか

聞いています。八十二条の話じゃない。○委員長(遠藤要君) 私語を注意します。

○国務大臣(松永光吉) いや、この佐藤についてのことであれば、私は内部調査をしたばかりの人にいて委員会に出しましたが、あれに近いことは出せると思います。これは佐藤についてです。

○益田洋介君 佐藤さんだけじゃなくて、保険に關係した職員、保険局じゃなくて、銀行局でも保険局へ行く場合があるから、満遍なく恐らく接待されていますよ。生保に関する接待の調査結果を出してもらいたい。それが私のお願ひなんです。

理事会で後で協議していただけますか、委員長。○委員長(遠藤要君) この点は後刻協議いたしたいと思ひます。

○益田洋介君 ありがとうございます。

次に、日銀についてなんですけれども、百十六年間の日銀の輝かしい歴史に今回大変大きな汚点を残してしまつた。理事二人を含む五人を謹慎、給与カット、職員九十三名を謹慎、戒告、嚴重注意処分にした。中央銀行というのは国民に信頼されないと独立性を保持することはできませんよ。私は、新総裁がおっしゃっていたように、日銀には透明で公正な政策行政が要請されている。透明性が今必要なんです。非常に閉鎖的だ。だから、四月十日に処分者を発表しているんですよ。大蔵省の場合は、氏名も発表しているし、処分の対象となつた接待行為についても回数についても職務上の関連があつたかどうかということについても調査して出している。

日銀のこの処分というのは、処分をしましたと言っているだけで、氏名も発表しなければどういう内容だったかさっぱりわからないじゃないですか。こんなことで透明性が確保できるとお思ひですか。

○参考人(遠水優君) この接待過剰という人たちに對する処分でございますけれども、私どもの場合は一名が告訴されて、その監督責任とい

うことで五名を減俸、謹慎いたしました。その氏名は発表いたしました。その他の者につきましては、私も取引先から接待を受けてはいけないうルールがはつきり書かれたものになつたわけでございます。それがこの三月になりました。就業規則あるいはコード・オブ・コンダクトというところで取引先から接待を受けてはいけないうことを初めて文字で出したわけ、それ以前は、むしろ二十年、十五年、日銀の第一線に立つ人たちの視野を定めるといったような意味で大いに外でいろんな意見を聞いているようにというような指導もしてきたこともございます。そういうものがいつの間にかや行き過ぎになつていったことは今になってみれば反省せざるを得ないわけでございます。その点は総裁、副総裁が監督責任として辞任をしたわけでございます。

その他の内部での調査、それに対する処分につきましては、これはいわば適度適用でございます。ルールのないものに對する。しかも、自己申告に基づいて何回かというようなことを、どういう接待を受けたかというようなことを取り調べたわけでございます。その結果九十八名のそれぞれの段階での処分をいたしましたわけでございます。これは、本人たちにとっては非常に反省の材料にもなりましたし、また銀行全体としてもこれを機会に取引先とのあり方を考えていく、その上でこれからの金融改革に備えて大いに張り切つてやつていくという空気が始めてきたところでございます。そういう意味で、行内の処分でございます。この点は外に発表することは御容赦いたしたいと思います。もう一つ、そういふこと、これまで国会におきましてもその点はお願いをいたしておるわけでございます。

○益田洋介君 生え抜きから今度副総裁に就任した山口元理事は、就任のときにこういうことを言つて。透明性あつての独立性だから、垣根を設けたりカーテンを引いたりすることはしないんだと就任のときに言っている。大蔵省だつて何で名前を公表できないんですか。

てきちつとしているじゃないですか。これはお願ひしておきます。理事会で、よろしいですか。

○委員長(遠藤要君) 検討します。

○益田洋介君 大体、日銀というのは、都市銀行から信用金庫に始まって、証券、短資会社、取引のある金融界から軒並み接待攻勢をかけられていると言われている。私は名前を公表すべきだと思います。それは日銀の義務だと思ふ、国民に對する。処分しましたと言っているだけで、何を処分して、どうして処分されなかつたか、さっぱりわからないじゃないですか。

それから次に、支店長宅、これは一万二千坪ほどあるんですよ。北は苫小牧から南は那覇まで。だから、仮に坪百万と見積もつたって二百二十億。それから赤坂六丁目にある氷川分館、これは氷川寮とも言われているのですけれども、これは三千六百坪ある。あの近くのホテル・ニュージャパンをある生命保険会社がこの間買ったのですけれども、坪千七百万。それで計算したって六百十億ある。私はこれを処分していただきたい。

今回、大蔵省と日銀の監督不行き届きで、二年四カ月前に出発したみどり銀行がもう債務超過になつて。この責任問題を問うのは別に、それでこのみどり銀行の復興のためにまた国民の税金が投入されるんですよ。六千億とも八千億とも一兆円とも言われている。だからそういう不要資産は、不要じゃないと言ふかもしれないけれども、私はこの際処分していただきたい。氷川分館なんて持っている必要はないですよ。それで、国庫に納付して国民に返していただきたい。住専のとき六千八百億持つていったじゃないですか。日本人という民族は人がいいのでしょ、かの元過ぎれば熱さを忘れる。あのとき六千八百億、今度一兆円。国民に少しでも返していただきたいよ。

地方社会の中で、日銀の支店長としてやっぱりそれなりの体裁が必要であれば、売却した上で家賃を払つて借りた方がいいですよ。よろしいですか。売却してくださいとお願ひしている。

○参考人(遠水優君) 日本銀行の支店長が使用す

る社宅に關しましては、先般も益田委員から御質問を受けまして、先生から、これだけの資産価値のあるところに住まわされているんだからちゃんと給与所得は払っているだろうなというような御質問を受けました。

その点は、支店長社宅の利用に關しては使用料もちゃんと徴収しておりますし、そんなに地方において目立つた存在というよりも、むしろ私どもとしてはそれほど、銀行の命令によって支店に異動しておられるわけでございまして、それは銀行券を發行している日本銀行の地方の代表者として住むに適當と思われる社宅をつくってそこに住んでもらうておられるわけでございまして、それほど税法上特に優遇してもらっているわけでもございせんし、必要なものは全部お支払いしておるわけでございします。

それからもう一つ、氷川荘につきましては、氷川分館というのは海外の中央銀行の幹部等を含めた外部の要人の業務上機密を要する会合等に使用するための施設でございまして、通貨問題、特に中央銀行間の話し合い等はホテルでは普通やらないのが、極めて機密のうちに話し合うことが多いわけで、これはアカウンタビリティとかあるいは透明性とは一緒にすべき問題ではないのではなにかというふうに思っています。

先般も申し上げましたけれども、この七月にもB I S・中央銀行総裁会議が東京で開かれまして、十カ国の総裁方がお集まりになり、その後アジアの中央銀行総裁方も集まられてここで議論をされるわけでございまして、かなり使用をしておられるわけで、都心の近いところにごさいますし、これは接待をするというよりもむしろ話し合いをする、協議をする場所として適當なものというふうに考えております。

そのほかに、土地あるいは保養施設等で余っているものにつきましては順次売却をいたしております。九年度上期で四件売却し、九年度下期ではさらに十七件、売却価格にして約五十億に上る資産を売却いたしております。

このように、私もも効率的な経営を実現いたすために、必要なものは使つし、不要不急の資産の処分については今後とも前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○益田洋介君 私は何れも中央銀行の支店長だから借家に住んじやいけないということじゃないと思ひますよ。ぜひこの売却については再考いただきたいと思ひます。また日を改めてお話を伺いたいと思ひます。

次に国有地。大蔵大臣、目黒に雅叙園というのが有るんです。目黒雅叙園。これは戦前から都内有数の結婚式場。館内に細川家が集めた美術工芸品がたくさんあって、昭和竜宮殿と呼ばれている。

これはちょっとわからないことがあるんですよ。これは先代の細川力蔵さんが亡くなったときに遺族の方が相続税が払えなかったんです。それで、これは物納したんです。今では大蔵省の所有になっている、六千坪。知っていましたか。要するに、借地なんですよ。目黒雅叙園というのは、国から借りているんです。借り物に八百五十億も金をかけて建物を増築しているんです。こういうこといいますか。

契約は大蔵省の関東財務局との間で目黒雅叙園が契約している。国有財産有償貸付契約書というのがあるんです。それで家賃を払っているわけですよ、要するに土地代、地代ね。平成八年度は一億二千八百七十七万円だった。借地に大体こんなにお金をかけて、建物を勝手に建てさせていいんですか。もし、当たり前雅叙園の所有が續いていて、固定資産税を払うとすれば二億九千万円かかるんだ、地価税と都市計画税も入れて。そうすると、この差額というのは利益供与になっているんだ、大蔵省からの雅叙園に対する。二億九千万から一億二千八百万と一億七千万だ。毎年こういうことをやっているんです。こういうのはいいんですか、悪いんですか。おかしいと思ひます。

それで、大蔵大臣、もう一つこの賃貸契約の中

にこういうことがあるんですよ。

契約期間は、昭和四十三年四月二十三日から昭和七十三年四月二十二日までの三十年間とする。これは契約書の第三条なんです。昭和七十三年というのは一九九八年なんです。そうするとことしの四月二十二日に契約が切れている。どうしたんですか、これは。私はここでやっぱりこれも返していただいて売却すべきだと思ひますよ、大蔵省は。みどり銀行でまたお金を使ったから、国民に返して欲しいよ、これ。僕はそれが筋目であると思ひますよ、この資産に対する。

契約が切れているんだ、四月の二十二日に。ちようどこととして三十年です。それがどうなっているのかということ、それからやっぱり国有地の換価処分はしなきゃいけない。これは国税庁もそう言っているんだから、税法上。去年、会計検査院とこういう話があった、物納不動産を早く処分すべきだ。大蔵省に申し入れている。現実にはしかしこれは税法上大変な問題があるんだ。会計検査院、きよう来ていますか。——こういう事実があったでしょう。

その後、大蔵大臣に聞きます。

○説明員(深田泰治君) お答え申し上げます。今の先生お申し越しの新聞の記事でございしますけれども、どういふ内容の記事か、ちよつと私、子細には存じ上げておりませんが……

○益田洋介君 後でコピーを送るから。そういう話し合いがあったのかだけ言つてよ、去年、大蔵省との間に。

○説明員(深田泰治君) 物納財産につきましては、私も、特に最近急激にふえているということと重点的に検査をいたしております。その処分促進が図られているか、あるいは管理は適切に行われているかということ、財務局あるいは財務事務所で実地検査をしている次第でございします。

○國務大臣(松永光君) 国有地の問題でございしますが、委員も御承知と思ひますけれども、国民の貴重な財産でありますから、したがひまして公

用、公共用優先という原則のもとに、その有効活用を図るとともに、公用、公共用の利用が見込まれないものについては民間へ積極的に売却する、こういったことをやってきておるわけであります。

特に、物納等で取得した財産については公用、公共用の利用が見込まれないものが多いことから、価格を公示して売却あるいは一般競争入札、こういったことで民間へ積極的に売却をしているところであります。これからはさらに使用状況の実態調査等をして、使う当てのないものについては民間への売却、これを積極的に図っていきたい、こう思っております。

先ほど雅叙園の話をお聞きしました。私は委員からきよう初めて聞いたわけなんです。数年前に私、結婚式で雅叙園に行ったことがあるんです。ずっと前に行ったことがあるものだから、随分変わったな、えらいでかい建物になっているなど、こう思ひました。そこで、今初めて聞いた話でありますので、私自身も事務方から聞いて、そして私も

も契約がどういふことで契約されておったのか、一応の三十年の期間が来るとすれば、借地法の規定に基づいて延長になることになっているのかどうか、あるいはその場合に更新料とかかなんとかという問題が普通は起こるわけでありまして、けれども、それがどういふ措置がなされたのか、よく事務方から聞いてみたい、こう思っております。

○益田洋介君 よろしくお願ひします。それと、先ほど私が申しました賃貸料と固定資産税及び都市計画税との差額、これもよく検討してみてください、調査して。

総理、どう思ひますか、この件。雅叙園の土地を早目に売却してもらいたいという件は。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私、事実関係を全く存じないままに議員の話を今聞き、実はあそこには国有地があるというのを聞きまして、本当に驚ひます。それだけに、事実関係を把握したいと思ひますし、同時に処分できるものであるなら

ば、むしろ財源を我々は求めているわけですが、そして補正予算をつくるにしてもできる限りの財源確保の努力をすべしということを示してありますので、そうした中でどういう位置づけになるのか、大蔵大臣が事務方から聞いてみますという答弁をいたしましたけれども、私も聞いてその上で判断をしたいと思います。

○益田洋介君 次に、防衛庁。

これは昨今問題になっていきますね、長官。この四社、東洋通信機、日本工機、藤倉航装、ニコー電子というのがあって、かなり天下りがあるわけですが、今回のこの事件についても、最初に浮かび上がったのは東洋通信機なんですけれども、元副部長さん、この方、お名前は何というんですか。

○國務大臣(久間章生君) この四社事業につきましては、昨年からいろいろと新聞等で出てまいりましたので、うちの方で原価差異事案対策委員会というのをつくりましていろいろ取り組んでまいりました。

そして、その過程においていろいろできるだけ調査をして、どういふことで起きたのか、処理をしたときにどうだったのか、そのときにいろいろ事件になるような問題があるかどうか、そういうことをやってまいりましたけれども、残念ながら私どもの方ではそれをつかみ切れませんでした。したがって、特定の人の名前を出すというのは控えさせていただきます。

○益田洋介君 この方は上野さんというんだ、上野憲一さん。それで、僕はこの調査結果を国会に出してもらいたい。もう答えなくていいです、片山先生から怒られちゃうから。一連の調査結果を出してください、警察にだけ任せているんじゃないやなくて、上野さんの。

この人はその後天下りをして、財団法人防衛生産管理協会の専務理事になっている。年間給与は約千二百万円。そのほか四社のうちの二社と、さらに別の防衛関連会社二社からコンサルタント料などを受け取っていた。この件も含めて調べて提

出してください。よろしいですか。もう時間ないからいいです。理事会で協議してください。終わります。(拍手)

○委員長(遠藤要君) ただいまの益田君の発言、防衛庁に關しても理事懇談で協議させていただきましたと思います。

○志吉裕君 私はまだ車いすの生活を余儀なくされておりますので、失礼ですが委員長のお許しを得て座ったままで発言させていただきます。

総理、連日御苦勞さまで。私はきょうは衛視の方や同僚議員の助けをかりてこの席に着くことができました。病人の分際で出しゃばるほどのこともないのではありませんが、障害を持っておられる国民の方が一人でもいい、こんな姿の国会議員を見て幾らかでも自分の励みになれば大変幸せだと思つてこれから務めてまいりますので、しばらくおつき合ひください。

そこで、まず日本経済の状況と政策運営についてお伺いします。

率直に言いますと、政府の経済運営はいささか迷走を続けているように見えます。バブルの崩壊と世界同時不況の中で、日本経済は長期で深刻な不況に見舞われておりますが、私のような門外漢にもどうやらこの不況というのは今までと勝手が違うような気がいたします。つまり、今まで資本主義経済につきもので、我が国でもしばしば体験したことのある循環性のものではないという感じがします。例えば適切かどうかわかりませんが、新型の感染症ではないかという感じがいたします。したがって、治療方針もまだはっきりしておらないようです。

自動車やエレクトロニクスのような経済成長をリードした産業の中枢部分が直撃されて、大量生産、輸出依存のパターンがどうか、右肩上がり成長が限界に達したような気がいたします。企業のリストラはあらゆる分野に及びまして、雇用不安はビッグビジネスのホワイトカラーから管理職まで及ぶ。まさに雇用帝国は終えんに近づいておるんじゃないでしょうか。

政策当局は、九三年の夏以来数次にわたつて数十兆円の財政投入を行いました。目に見えた効果を上げたとは言いがたい。そしてまた、巨額に上る緊急経済対策を講じようとしているわけですが、果たして効果が期待できるのだろうか。先行事例もなしに、経済理論も定まらない不確実性の時代です。政府もエコノミストたちも、有効需要対策のケインズが供給構造改革の新古典派が、二つの見解の間を揺れ動くのみであつて、新しい経済発展の方向を見出せないまま、いたずらに公共財政を膨らませてGDPに匹敵する赤字をため込んだ。これじゃ国家破綻の道であります。

総理と官庁エコノミストの総本山、経済企画庁長官の所見をお伺いしましょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 御答弁の前に、私の父親もつえがなければ一生行動のできない人間でありました。そして、同じように国政の中に参画をさせていただきまして。御不自由を押して質問に立たれる、何となく自分の親の姿を重ねております。どうぞ御自愛を心からお祈り申し上げます。

また今、議員から日本の経済、言いかえれば需要創出型あるいは供給創出型、あるいはそれぞれを重視した形、その間を振れているんじゃないか、その間に重荷がふえているんじゃないか、そういう御指摘をいただきました。

今、私どもがどうしてしております総合経済対策、これは柱立てとして、当面の景気回復のために将来も喜んでいただけるような社会資本の整備を図ろう、そしてこれによって内需を拡大しようという柱が一つ。同時に、景気回復の足かせとなつております金融機関の不良債権問題の本質的な解決を目指す。大きく二本の柱を持つております。同時にあわせて、議員の御指摘のように、今まで日本を引っ張つてまいりました産業の一部が、その競争の中でリードし切れないという状況が出てきておりますだけに、日本の構造改革そのものを進めていかなければなりません。

こうした考え方として、需要面と供給面の両面に

に配慮をしながら今回の総合経済対策を組んだわけですが、私どもは、これが相乗効果を持つて作用することを期待いたし、またそうなることを考えております。それだけに、十分これを迅速に実行に移していくことで我が国経済をきちんとした姿にしていきたい、そのように考えております。

○國務大臣(尾身幸次君) ただいま総理が御答弁を申し上げましたところでございますが、民間活力を中心として新しい経済の体制をつくり、技術開発やベンチャーを育て、また情報通信分野に進出するなど、いろいろな意味で日本経済の体制そのものを抜本的に変えていかなければならない大きな変革の時期に来ていると思つておるわけでございます。

そういうわけで、今回の経済対策の中には、いわゆる需要喚起の対策もありますが、同時にそういう構造改革を抜本的に進める、そして新しい体制で二十一世紀に向かって進んでいくという考え方でございまして、いわば後戻りできない船出をしている、そういう感じでございます。そんなことがあつても向こう岸にたどり着いて、日本経済を新しい形の発展の中で活性化していきたい、そんな気持ちで頑張つていきたいと思います。

○志吉裕君 かつて、景気対策といえば公共投資と金融緩和が常備薬として用いられておりました。だが、その効き目もいささか薄れてきたようです。

公共投資の需要誘発効果が小さくなって、史上最低の金利が膨大な個人金融資産の動きを鈍くしてしまつた。総理はそのようにお考えになりますか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今、議員からの御指摘ではあります。私はそれは申しまして、公共事業の持つ直接的な内需拡大への刺激の役割というものは大きいと考えております。

同時に、例えば下水道その他を考えたとき、あるいは今の全地球的な総合交通の形態を考えますとき、ハブ空港の整備といった一つのデー

マを考えましても、我が国はまだおくられている部分を保持しております。それだけに、景気を刺激し内需を拡大するために役立ちますけれども、将来をにらんだときには私はやはり公共事業の役割というものは否定し去ることができないと思うんです。これは下水道なんかでもそうです。

金利の部分につきましては、これは日銀の専管事項でありますから我々が余り言うべきではないのかもしれない。議員の御指摘のような結果が全くないと思し上げる自信は私にもございません。

○志吉裕君 総理、せっかくですけれども、公共事業が効き目のあったのは素材型産業が日本の経済をリードしていた時期だと思ふんです。それはもう終わって、そういうものの原材料はほとんど輸入に頼るようになって、公共投資のお金は全部外国へ行っちゃったとか、そういうことが重なってきて、公共投資をしても経済誘発効果にはならなかったんじゃないでしょうか。今は素材型産業はもう日本経済の後方に退いております。そこへ別の薬を使っているという感じがします。これはまた大いに勉強することにはしたいと思います。

かわって登場してまいりましたのは、御存じ例外なき規制緩和と自由化であります。今経企庁がお答えになった民話であります。言いかえれば市場原理万能主義です。この原理主義は、別にイサム原理主義じゃありませんが、この原理主義は、経済分野のみならず社会のあらゆる分野を覆いつくしてございまして、異を唱える者は守旧派として一蹴される状況です。いつかこんな政治状況、政治改革がそっくりの雰囲気ですね。橋本内閣の看板六つの改革もその脈絡にあるものではないかなとも思います。

規制緩和の方法は、本質は言うまでもなく自由化と競争です。すべて市場メカニズムに任せておけばうまくいく。弱い者も強い者も、大も小も一切一つ、区切りは要らないと言われる競争至上主義の経済学によるものなんです。大小を仕切るゲートを取って同じ土俵で戦わせる、そうす

れば経済は予定調和的にうまくいくという過酷なレースです。マルクスの「共産党宣言」風に言えば、今や規制緩和という妖怪がこの日本を彷徨している、どうな感じでしょうか。

だが、総理、この原理主義が日本の文化に果たしてなじむものなんですか。欧米に比べて個人主義の観念がまだ弱い日本においては、必ずしも競争至上主義が社会になじむとは限らない。地域共同体もそうだし、私が担当してきた労働運動の場においても、労使の対立の激しいところにおいて競争と協調がうまく混在をしております。これが一種の日本の文化だと思ふんです。それはそれでデレギュレーションを考へる場合には一応念頭に置くべきテーマではないかという感じがいたしますが、いかがなものでしょう。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 一概に私は議員の御議論を否定するものではないと思ふ。なぜなら、私は社会的な規制は必要だと考へてゐるからであります。

そして、まさに今国会におきまして、従来の経済的規制としての大店法にかわって、社会的な規制を中心とし、それにゾーニングの手法を組み合わせた大店立地法外三法を御審議いただきました。これは、大きく変わつてきております実態を踏まえて、大対中小とかいうとらえ方ではなく、それぞれの地域の集積度に応じた集積度対策、程度の競争という中で社会環境というものを維持していく。そうした考へ方をとらえて、規制は規制でありますけれども経済規制ではない、新たな視野から、騒音だとかごみだとか生活環境とか、そういうものからとらえた規制で問題を処理していく。都市計画の手法をもつて対応しよう、こうした考へ方をとつたわけでありまして。

ですから、弱肉強食がよいと我々は申しておるつもりはありません。その上で、国が何でもかんでも事前に管理をし規制をし、新しい身動きができないようにしてきた、それはもう直すべきだ。むしろ個人の創意工夫が生きるようにすべきであると。我々はそういう意味の規制は本当に外して

いかなきやいけなさと真剣に考へております。

○志吉裕君 私にはどのほどの経済成長がなければ福祉国家も雇用の安定も確保できないということにはよく承知しております。そしてまた、競争のない社会は進歩がないということもよく理解しているつもりです。ですが、人をかき分けても金もうけに走つた時代は、地球環境を破壊し尽くして、資源を枯渇させて、人間の人体もずたずたにしてしまった。

それで、ようやく新しい世紀が開けようとしてゐるときですから、競争一点張りじゃなくて、人を押しのけること一点張りじゃなくて、どうでしょう、男も女も、年寄りも子供も、障害者も健常者も、日本人も外国人も分け隔てなく生きていけるような社会を目指すことができぬものでしょうか。いかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) その目指す方向について、私は全く異論ございません。その上で、私もやはり社会的な一定のルールというものには必要だということでありまして。我々が先祖から伝えてきた、親から子へ伝えてきた、お年寄りを敬うとか先輩を敬う、あるいは近所隣仲よくしていくとか、非常に素朴なよきというものが失われかけてゐるものを本当に我々は取り戻し、次の世代にも伝えていかなきやなりませんけれども、同時に、それぞれの時代において変わつていくべきものは自然に変わつていくでしよう。

言いかえれば、我々は少子・高齢社会における新たな社会秩序というものはどういうものなんだらう、そして数少なくなつてしまつてしまつたものなら、その子供たちをどうやたら地域ぐるみで大事に育てていけるんだらう、そういうことを改めて今問ひ直さなきやならない、そんなときにはどうに思ひます。

ですから、議員の理想図を全く否定いたさず、その上で、そこに行く道筋を、互いによりよい道を模索したい、そのように思ひます。

○志吉裕君 もともとデレギュレーションはシカ

ゴ学派の一部の経済学者が中心になつて展開した考へ方のものでありまして、サッチャーさんやレーガンさんや日本の中曽根さんが政治プログラムにつくり上げたとも言われております。

この新古典派のチャンピオンと言われるフリードマンには結婚の経済学という本がありまして、この間ちょっと読んだんですが、紹介しましよ。

人が結婚しようとするときは、どれだけもうけがあるか、どれだけコストがかかるかということとを計算して結婚しなさいと書いてあるんですね。同じ考へ方で、離婚の経済学というのもあるんです。要は、どれが損で得かということを唯一の選択肢にしなさいということなんです。そこには倫理性もなければ社会性もないというふうに私は思ひます。そういう学説です。

この学説を後生大事に信奉する政治家あるいはエコノミストは一体どんな神経の持ち主なんだらうというふうに思ふわけでもありませんが、この点はどうですか。

総理、そして経済企画庁長官、所見があつたらどうぞ聞かせてください。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、フリードマンさんの奥さんに御主人の著書の感想を聞いてみたいと思ふんです。フリードマンさんと結婚されるときに、貸借対照表の上できちんとした数字をはじき出され、心理的なものは全く無視してなさつたんでしよいか。同時に、フリードマンさん自身も、恐らく御自分の学説に従つた結婚をなさつてはおられないんじゃないかと私は思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) 大変難しい質問でございまして、あえて名指しを受けましたので答えさせていたがたいと思ひます。

私自身は、新しい社会の中で、例えばベンチャーのように将来性はあつても担保がない、そういう機会を得られないような企業、個人、そういうものが機会を得られないようになる、そういう意味で自己責任とか競争原理を動かす機会を得られる、機会の平等という社会も大変必要だと思ひ

同時に、先生がおっしゃいました意味の弱者に配慮すること、共存共栄ということは大変大事な原理であると思っております。その点についても十分考えていかなければいけないと考えております。

○志古裕君 原理主義一本やりの社会はどうしても階層分化が進みまして、一極分化が進みます。中産階級が育ちません。中産階級がやせ細ってまいりますと、家庭が崩壊をする、それを端緒にして地域社会がだんだん崩壊をしていく、共同体の機能が薄れる、こういう悪循環をたどると思えます。

今日、例えば景気対策に関して消費行動が鈍いと言われますけれども、それによく不安材料を経済の問題や高齢化の問題だけで持ってくるのは間違ひであって、周りの社会の連帯がどんどん弱くなっていることに不安を感じているんですよ。それが消費行動に走らない大きな原因。

それと同時に、また日本人の文化もあるもので、アメリカみたいに、イギリスで食べっぱぐれた人間がアメリカへ行つて新天地をつくったとはわけが違ふ。日本の場合は、総理を初め、そうでしょう、学校へ行ったら二宮尊徳があつたじやないの。勤儉節約で半生を送ってきた人間にむだ金を使ふといつたって、あんな、それは使わぬわな。そういう文化の違いを抜きにして、アメリカあたりにぐずぐず言われることはないね。大体あの国はモンロー主義の国で、厚かましくて人に余計なことを言い過ぎるんだ、あれは。やっぱり文化の違いを見たとでないと、消費行動にもそれだけの特性があるわけですから。これは文化に関連をして申し上げておきます。

経済政策の最後になりますけれども、民間活力万能論も今横行しております。先ほど企画庁長官のお言葉がありました、ただ、言うまでもありませんが、社会は公的部門と民間部門、民間には共同の部門と個人の部門もございますが、それぞれ寄り集まって社会を構成していますから、それぞ

れに役割があり、貢献をしています。ですから、それぞれの領域をどういう基準で調整するか、その主役はどこの果たすかというのがそれぞれのセクターの相乗の効果を高めるいい方法だと思ふんです。

総理は民間活力と言ふんですが、民と官、民でも個人と共同の部門、それから民と官の共同の領域もあるわけですが、こういうものを仕切る何か物差しをお持ちなんですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) すべてに通用する物差しというのは私はないと思ふんです。その同じ、例えば官と民、あるいは公と私と言ひ分けても結構でありますけれども、絶対的に官あるのも公でなければできない分野の仕事というものもございます。同時に、民あるいは私の部分でしかできない仕事もございます。そのちょうど間には、実は例えば官が現在やっています、だけれども民でもできるという分野は当然あるかと思ひます。そして、今まではどちらかというところ、その中間にある部分というのは、第二次世界大戦後の日本においてはそれをすべて官あるいは公に位置づけてきたのではないでしようか。

ですから、私も、民間活力という言葉は余り私自身は使いたしませんけれども、むしろ民間と協力していただける分野、あるいは民間に積極的に参加していただける分野、さらに民間が実行するものを官あるいは公がバックアップする分野、それぞれの事業の中に存在していると思っております。

○志古裕君 社会の変容に際しまして、環境問題とか高齢化問題といふものがどんどん出てきます。これらはもう個人の力ではどうにもならない。こういう問題は社会化された問題と言つた方がいいでしよう。この領域は、やっぱり基本的に公的セクターが責任を持つということが基本的でないといふ役割相乗型の社会はできないということだけは主張して、民間活力万能主義にもほどほどの節度を持って対応してもらいたいということを申し上げておきます。

次に、財政構造改革に関連して一つだけ申し上げ

ます。去年の秋、私はこの法案の審議にかかりまして総理から大分いい返事はもらっているんですが、緊縮財政はするけれども、やるべきことはちゃんとやるから心配要らぬ、こう言つた。心配要らぬのにまた法律を直しますけれどもね。ただ、いろいろ御議論があつて法律は直すんですが、私は一つだけ懸念があるのは、気楽に赤字国債を発行できる、その制約条件を全部取っ払うという脈路が通つているとすると、これは非常に心配があります。

かつてこの国には、緊縮財政をとつて大蔵大臣が凶弾に倒れて、その後野方図な財政運営が行われて日本を破滅に導いた歴史があるんです。そのときの合ひ言葉は、戦費調達のためにということだったんです。

今、経済対策のためにいつて、同じように赤字国債が無造作に出されるという、そういう雰囲気だけはつくつちやいかぬ。歴史を繰り返して大事なのは子孫に引きつちやいかぬということだけは申し上げておきます。やっぱり国債には新しい歯止めをちゃんと設けるべきだと思ひます。よろしゅうございませうか、その点は。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先ほど他の議員の御質問に対し、国有財産の売却に私がある程度積極的な返事を申しましたのも、少しでも財源を公債に頼らずという思いを込めてのことでありました。そして、議員から御指摘をいただきましたが、今回の財構法、この中におきまして特例公債の増発が許容される、これはあくまでも例外的な場合と位置づけられておりまして、経済が停滞状況あるいは非常事態から脱却いたしました後、特例公債の縮減に向かうという仕組みを維持いたしております。

御心配をかけないように努力したいと思ひます。

○志古裕君 時間が参りましたので、最後に税制について一言、主張だけ申し上げておきます。税制改革が論じられるようですが、税制で一番

大事なものは、何のために税制をいじるのかという目的がはっきりしない。例えば、今度は経済対策のために税制をいじるようですが、言うまでもありませんが、税の公共性、公的に考えれば、税金は同時に財政を確保するという目的を持つわけでありまして、景気対策というのは中長期的に見れば財源の確保でもあるわけなんです。ところが、何か税率の上の方で下げるといふお話がありますが、最高税率を下げておくといふことは景気がよくなったときに税率が減るといふことなんです。これは、何のために一体減税するかわからぬでしよう。ですから、そういう税制の目的をはっきりして、それにならうようにやってもらいたいというのを申し上げておきたいと思ひます。この点はよろしゅうございませう。

○吉岡吉典君 財政法の審議の締めくくりということですが、私は去年の十一月にも締めくくり総括質問に立ち、そのときにも十分な審議を経ないまま採決に至らないようにということを主張しましたが、そのときに総理とやりとりしたことも念頭に置きながら幾つかの点をただしたいと思ひます。

最初に、これまでの衆議院、参議院の論議、いろいろありましたけれども、わかり切つたことのように思ふが、私は締めくくりに幾つか確認しておきたいと思ひます。

その一つは、去年十一月、我々の反対の中で成立させられましたこの財政法の目的ですが、これはこの法律によれば、第一に国、地方を合わせた赤字公債の比率を国内総生産の三%以下にする、第二に一般会計において特例公債をゼロにする、第三に国債依存度を九七年度よりも引き下げる、この三つの目標を二〇〇三年までに達成することであつた、こういうふうと思ひます。

しかし、この目標というのがこで決めた期限内には達成できない見通しになった。そこで、二〇〇三年までという目標を二年間延ばそうというのがこの法案だと思ひます。

初年度からこの財算法どおりに一応組まれた当初予算案、成立した予算案では赤字国債が七・一兆円になってしまったが、それが二兆円ふえて九・一兆円になったということ、初年度から予定どおりにはいかなかったという事実が残って、今この改正法案の締めくくり総括質問というところへ来てはいるというふうに思いますが、その事実関係だけは御確認願います。

○国務大臣(松永光君) 昨年、財政構造改革法を審議していただき、成立されたときの目標達成年度は委員御指摘のとおり二〇〇三年、国、地方を通ずる財政赤字というものがGDP比三%以内、特例公債からの脱却、そしてその途中経過であり、特例公債の発行を前年度発行額よりも少なくして、これが去年の秋、法案を成立させていただいたときの目標であり、その仕組みであつたわけであり、それは委員御指摘のとおりであります。

我が国経済が今大変な厳しい状況、不況下にありますものですが、一日も早くこの不況から脱却しなすやならぬ、そのために新しい経済対策に基づき施策を進めていかなさやならぬ、そういうことになったもので、そこで改正をお願いして、そして特別に経済の情勢が厳しく、特例公債の発行を前年よりも多くしてはならぬという状態では適切な手が打てない、そういう特殊、例外的場合には特例公債発行高を前年よりも少なくしないでもいいという部分の改正と、それから目標年度を二〇〇三年から二〇〇五年に延ばさせていただく、これが今回の改正の主要点だということに思ひまして、その点は委員がおっしゃったことと大体同じだと思うんです。

○吉岡吉典君 そこで、私は二つの問題をきょうは取り上げたいと思います。

一つは、いづれにせよ予想が狂ったということ、これは明白な事実であります。なぜ狂ったのかという問題と、もう一つは今後また二〇〇五年までにはという目標期限を変更せざるを得ないような、あるいはこの財算法の再改定というような事態が生ずる可能性はあるのかないのかという問題です。まず、私は今後の問題の方から入りたいと思います。

この可能性はあるのかないのかという問題です。まず、私は今後の問題の方から入りたいと思います。というのは、新聞では、例えばきょうの新聞を見まして、毎日新聞は「財算法改正案きょう成立へ」という記事と同時に、大きい見出しで「くすぶる再改正論」と書いております。これから成立へ向かうかどうかというときに、同時に再改正論がくすぶっているということがいろいろなこと書かれております。

このところの新聞を見ますと、例えば宮澤元首相が財算法の再改正を含めて赤字国債による恒久減税が必要だという講演を行われたということとか、赤字公債の発行につながざるを得ないようないろいろな公的支出に関する提案が行われている記事がたくさん連続して出ております。

そこで、総理に伺いますが、今後、公的資金による財源確保、赤字国債の発行にもつながりかねないような要因というのは歳入歳出面であるかないか、もうそういう心配は一切ないというふうに言い切れるのかどうか、お伺いしておきます。

○国務大臣(松永光君) これからの見通しの話でございまして、見通しにつきましては五月十二日に「財政事情の試算」というのを示しておるつもりでありますけれども、それにもありますように、毎年毎年の予算編成のときに相当程度の要調整額が残ることになっているのは事実であります。

しかし、我々は歳入の中身に踏み込んで徹底した見直しをし、いわゆる構造改革を進めていくことによってこの要調整額を解消して、そして目標年度に特例公債依存体質から脱却するように最大限の努力をしようという決意でございます。

○吉岡吉典君 決意を聞いていいわけじゃなくて、見通しの問題なんですよ。今読み上げた幾つかの提案はこの中にも出ています。試算には出ていない新しいもののことを僕は聞いていいわけじゃないです。

例えば所得税恒久減税が今問題になっているわけですね。これをやらないうふうにはつきりおっしゃるのなら次の問題は出てこないわけですが、これをやるということになれば、その財源をどうするかという問題、宮澤元総理はそれは財算法の再改正による赤字国債に頼らざるを得ないということを示唆された報道されているわけですね。ですから、いや、そういう所得税恒久減税というものはもう考えていない、やらないからそういう問題が出てくる心配はないということなのかどうなのか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 所得課税につきましてもさまざまな議論が今までもありましたことは議員御承知のとおりであります。そして、所得税につきましても、日本の課税最低限が既に世界最高の水準にあることも御承知のとおりであります。その意味では、むしろ高所得者の部分が他国より非常に税率が高いということが一つの課題として指摘をされております。同時に、各種の控除のあり方、年金課税の問題等も議論の俎上に今までもしばしば上つてまいりました。そうしたもののすべてを通じて、公正で透明性のある、本当に国民に活力を与えるような税制改正を行うことを目指して既に政府税制調査会は作業をいたしております。

言葉の問題ではなく、より望ましい所得課税のあり方という姿での議論を行っている、これが事実であります。

○吉岡吉典君 そうしますと、今の答弁に関連してですが、税収を減らすようなことはやらない、税制は考へるけれども税収は減らない、したがって新しい財源という問題は出てこない、ということですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、議員が所得税としてお尋ねになりましたので、所得税の税制改正を考へている方向性は今申し上げたようなものであるという御説明を申し上げました。税、これはさまざまな税制が存在し、それぞれにすぐれた特徴と、場合によっては欠点と言われ

る部分を持つております。それをいかに公平に組み合わせるべきか、そして簡素な税体系、明らかな税体系をとっていくか、それは本来その時代その時代の国民の選択の問題であります。たゞいま議員が所得税とお尋ねになりましたので、これは例えば地方税の部分まで含めてお尋ねかどうかはつきりしなかったものですから、所得課税というお答えの仕方をしていただきました。

これは法人課税においても同様の問題があるわけであり、地方税としての法人に対する課税がまた別の論点を持つておることは議員よく御承知のとおりであります。しかし、法人課税については、私も本当に三年以内のできるだけ早い時期に国際水準に近づけていくということも方向性として出しておりますが、税制それぞれが持つべき問題点、この組み合わせの中からその時代に一番合ったものを選択していくことは当然であると思っております。

○吉岡吉典君 私はここで税制のあり方を論議しようと思つて質問に立つたわけではありませんが、今出ましたから、今の答弁に即して言いますと、そういう高所得者の税率を下げる、それからまた法人税も下げる、今は話がなかったと思ひますけれども、別の議論では基礎控除を引き下げる、こういう議論もこれまでありましたが、私はそういう方向での税制の検討というのには反対だということを申し上げておきます。

それは私どもの主張であるだけでなく、税制のあり方というものは、戦後の日本の民主主義的な税制の基本原則は所得税中心であり、そして総合制、累進制、生活費非課税というものが戦後を貫く原則だということ、これを私は十二年前に大蔵委員になったとき以来、歴代の大蔵大臣から確認を得てきたところであります。

ところが、今の検討の方向は累進制を緩和する方向でありまして、消費税によって生活費非課税という原則が崩されてしまったことともに反対であります。私も、基礎控除にしても引き下げるとは、長年据え置かれていたすから引

き上げるべきだという主張を持っておられることをここで申し上げておきたいと思ひます。

その上で、私が知りたかったことは、景気対策ということからの減税だということが先ほどから論議されておられるわけですが、それが新たな財源を必要とするということが、この新聞報道にあるように赤字国債の発行をふやす、財政法の再改正にもつながる要因がある、これをどういうふうに考えるかという問題です。

そういう点で、今後、赤字公債発行、再改正の可能性が、これから二〇〇五年までの間にはまだいろいろ起こり得るだろうということも全く否定なさるのかどうか、それだけ確認しておきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先ほど大蔵大臣が御答弁を申し上げましたことを繰り返すことになりませんが、今回国会に提出をいたしました「財政事情の試算」、この中におきまして、目標の年次を二年延長することで要調整額の縮小が、今回の経済対策による国債費の増加などに伴う要調整額の増加を上回り、トータルとして各年度の要調整額が本年一月にお示しをいたしました中期財政試算と比較して縮小することになることは事実ですが、なお相当程度の要調整額が残ります。これは本当に歳出の中身にまで踏み込んで構造改革を進めていかなければならないという大きな課題でございます。そして、それでなければ特例公債依存体質から脱却できません。

同時に、この延長いたしました二年というのは、ちょうど戦後のベビーブーマー世代が六十歳になるという時期であり、G10の計算、報告によりますと、我が国の貯蓄が急速に目に見えて減少し出すと言われている時期でありまして、後ろにまで大きく尾を引きすることが果たして可能なことかどうか。それが難しいということは御理解のいただけることでありまして、ただでさえ難しい要調整額の縮減でありますけれども、全力を尽くして我々は努力をしようとしていけると繰り返して申し上げます。

○吉岡吉典君 否定はできない。去年の十一月に決めた財政法の計画が一年もたたない初年度からつまづいているわけですし、それが示すように、今後とも次々にいろいろな形でそれが起こることを既に自民党の責任ある人が相次いで発言している。それが新聞報道にもあらわれている。したがって、私は、この財政法の改正というのは今回一回で終わるものではなく、次々と繰り返さざるを得なくなると思ひます。

私も、そういう意味で、この財政法をつくらせたこと自体が間違っていた、全く見通しが狂った選択を政府がやったというふうに、時間がありませんからここでは申し上げておいて、どうしてそういう去年の十一月に決めたことをすぐに變更せざるを得ないようなことが起こるのか、その問題を幾つか伺ひたいと思ひます。

私は、結論からいへば、政府が大蔵省とか経企庁の政府に都合のいい経済見通しを唯一のよりどころにして進んできたこと、そこに問題がある。本当に客観性のある経済見通しに基づかない、いかげんな恣意的な経済見通しに基づいて政策運営をやってきた、その破綻がこの財政法の破綻という形で端的にあらわれていると思ひます。そのことを梶山さんは正直にこの文芸春秋でお書きになつてゐる。大蔵省の言うことを信じて、そう思ひ込んで、金融危機の問題、不良債権の問題を余り考えなかった、その結果がこうなつたんだ、私がかつたからいだから橋本総理も恐ろしくそういうことは知らなかつただろうということまで書いてあるわけですね。

梶山さんはそういうふうなきちつと反省の弁を述べているわけですが、総理はどうですか。あなたはそのじやなかつたとおっしゃるんですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 総理、官房長官にそれぞれの所管官庁から報告をされること、説明をされること、その内容に差異はありません。

○吉岡吉典君 問題はそれを総理は反省的には述べられない、述べられないと、今後ともそういう見通しを誤った根拠での政策運営が行われる可能性が残ると私は言わざるを得ません。

アメリカの議会にはCBOという連邦議会予算局、そういう権威ある客観性を持った調査機関があつて、それが大きい力を発揮していると言われます。日本でもそういう機関の必要が叫ばれていますが、それが仮にできないかともども、それを十分客観的な資料とみなすかどうかは別として、いろいろある民間機関の意見、そういう調査あるいは専門家の意見をもっとまじめに耳を傾ければ、このような破綻、次々と政策變更をやらざるを得ないで済むのではないかと私は思ひます。

各研究機関の経済見通しを見ましても全部違つて、政府のような高い経済見通しを立てているのは、例外的にはあるかもしれませんが、ほとんどない。

私はこの前の十一月の議会の論議でも、そのときから議論に耳を傾けていればこういうことにならずに済んだと思ひます。それは野党が言っただけじやなくて、ここにおられる与党議員の中からもしそういう見通しの誤りについては多くの指摘がありまして、私は今度当時の速記録を読み直してみても、民間の研究機関とか、あるいは与党であれ野党であれ国会の議論に耳を傾ける、そういう態度の足らなさがこういう初年度から變更をせざるを得ない形になつてゐると思ひます。

総理、そういうことを考える余地もありませんか。いや、総理に聞いているんだ。経済企画庁長官に聞いている。

○国務大臣(尾身幸次君) 政府の経済見通しにつきましては、客観的で公平であるということをもットとしてつくつてゐるつもりでございます。

す。○吉岡吉典君 その見通しが全く狂つてゐる。それだけじやなくて、当時において、その経済企画庁の見通しだけでなく、民間機関は政府と全く違つた見通しを立ててゐる。それにも耳を傾けるべきであるというのが私が言った点です。

私が去年の十一月二十一日のこの特別委員会に総理に言ったことは、大体二〇〇三年までに財政再建をやらうという計画そのものが無理があると申し上げました。日本共産党も今の日本の財政を慎重に検討した結果、これは三年や五年でできるものではないと。そこで財政再建十年計画というのを立てた。このようにこういう計画そのものが無理であり、こういうものを強行すべきでないということをお願いしました。

総理はそのときに、「このままこの国が衰退していくのを黙つて見てゐるつもりはございません。」とおっしゃつた。この二〇〇三年までに三つの目標を達成しなければ国が衰退するのを黙つて見てゐることだ。そうすると、その二〇〇三年までが終つちやつて、早くも二〇〇五年に延ばさざるを得なくなつてゐるわけですよ。

私がここで申し上げたいことは、こういう国会論議に耳を傾けない、また大蔵省、経企庁の見通しを最大のよりどころにしていく政府の政治運営というものは、この財政法の破綻が示すように、国の政治そのものを破綻させるといふことを申し上げて、時間がなくなりましたから終わりにいたします。(拍手)

○阿曾田清君 連日、総理を初め大臣の方々、お疲れさまでございます。もうしばらくでございますので、おつき合ひをいただきたいと思います。今回の財政構造改革法の改正の理由は、景気が極めて停滞しておるということから、この点の経緯につきまして、短い時間ではありますが政府の姿勢をただしたいと思ひます。バブル崩壊後、八年がたちました。二年前に住専国会と言われて住専処理スキームが出され、公的資金が投入されました。私は、六千八百五十億

円はおろか五千三百億の農協の負担さえも出す必要はなく、あくまでも母体行が責任を持つべきだと主張をいたしました。このスキームは農協救済とまで言われたわけでありませんが、私には大変不満でありました。

住専は母体行がお母さんでお父さんが大蔵省産んで育てて不良にした、責任は大蔵省と母体行がとるべきだと橋本総理、久保大蔵大臣に申し上げましたが、このスキームは村山内閣のときでありまして、そのときの大蔵大臣は武村さんでありました。表に出せない総理のお気持ちには察するところがあるわけですが、そのとき、公的資金は住専のみで、今後は信組は例外としてほかには公的資金は出さないということでしたが、既に二十一行に公的資金が使われております。

我々が主張し、また総理もおっしゃってやったことは自己責任の原則でありました。いまだ役員が責任をとった話は聞きません。経営責任の明確化が必要だと考えておるところであります。総理としてどうお考えでありますでしょうか。

○国務大臣(松永光吉) 委員のおっしゃるのは、あの二月に成立をさせていただきました金融安定緊急措置法に基づく措置のことであらうかと思うのであります。

○阿曾田清君 いえ、違います。

○国務大臣(松永光吉) そのことじゃないんですか。

○阿曾田清君 総理が一番詳しいと思いますので。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、議員が御指摘になりましたように、確かに住専論議が非常に盛んでありまして、私どもはそうのように申し上げてまいりました。その後、いわばこれを突破口として不良債権問題というものに取り組んでまいりました。今また大蔵大臣も触れましたけれども、これまで共同債権買取機構をつくり、金融三法を制定させていただき、さらに金融安定化二法の制定、早期は正措置の導入、その時点において必要と考えられる施策を講じてまいりました。今

後SEC基準並みの、今後と申しますよりもこの三月期決算から主要行に対してSEC並みの基準によるより強化された基準でディスクロージャーあるいは不良債権処理の環境整備などを講じることにいたしております。

また、今回の総合経済対策の中にも盛り込んでおります施策の具体化を図りながら、政府、与党が一体となってつくっております協議会の中の作業を進め、この問題の抜本的な解決に取り組んでまいりたい、今そのようにお答えを申し上げます。

○阿曾田清君 私は経営者責任の明確化が必要だと思ふが、この臨時国会等に予定されている法案等については、次の臨時国会等に御質問したわけで、総理として、その後その問題も論議しようというふうな感じとして受けとめました。ぜひお願いをしたいと思ふ。

次に、金融機関の不良債権が当時、平成八年の三月期であります、三十四兆七千億円の不良債権がある、大蔵大臣はおっしゃっておられました。今日までその不良債権の累積処理額は幾らになつておるでしょうか、教えていただきたいと思ふ。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。平成四年度から平成九年度までの累計で申し上げますと、不良債権の処理、これが三十九兆二億程度になつております。この額は、業務純益の同じ期間の累計が二十二兆でございますので、その業務純益をはるかに超える額の不良債権の処理をしたということでございます。不良債権の処理の中には直接バランスシートから落としましたものもございますけれども、両建てで引き当てをしていくというのものももちろん含まれていくわけでございます。

○阿曾田清君 わかりました。そこで、四月一日に金融機関に對しまして早期は正措置が講ぜられたと思うわけでありますが、これは各銀行、早期は正措置によってその不良資産部分はすべて償却勘定に上げられて処理されて

おつて、内部留保で消されているのはいいわけですが、赤字として繰り越したものはありますか、どうですか。あれば金融機関と信組もお願いしたいと思ふ。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。三月期の決算で十九行の主要銀行は出しましたけれども、それ以外につきましても今鋭意決算の集計をし、そろそろ発表をする段階でございます。各銀行ともに今回からは自己査定をし、公認会計士、監査法人の厳しいチェックを受けて適正な償却、引き当てというものをやって、それで決算を組むわけでございます。そういうものを私どもとしてはさらに検査等でチェックしていくということになります。

○阿曾田清君 全部の銀行から最終的に出てきていないわけですね。出てきた時点でどれくらい銀行の数が赤字繰り越しになつていくか、教えていただきたいと思ふ。

また、今度は農林大臣にお尋ねいたしますが、農協も三月三十一日時点でもうほとんどの農協一部まだ総会の終わっていない、締めが終わっていないところもあるかと思ふますが、ほとんど終わつていないと思ふ。農協での不良資産の処理は今一回一括処理を通過でなされておるわけですが、幾つもの農協が繰り欠になつておるか、教えていただきたいと思ふ。

○国務大臣(島村宣伸君) お答えいたします。本年四月からの早期は正措置の導入に当たりまして、各農協において本年三月期の決算における不良債権額に応じて適正な償却、引き当てを行うなど不良債権の処理を着実に実施しているところと承知しております。また、本年三月期決算の結果については、決算終了後、都道府県へ報告することとなつており、夏には農林水産省としてその取りまとめを行うこととなっております。

なお、平成八年度幾つかという御質問でございますが、百四十三でございます。

○阿曾田清君 平成八年度はまだ一括処理をしていないときでありますから、ことしの四月一日で

一括処理ということになつて一斉にやつております。

そこで、大臣は特にもうお詳しいし、いろいろと御配慮いただいておりますのであえて申し上げませんが、銀行と違ひまして農協は営利を目的とする法人ではございません。本当に三十年、四十年かかって利益の出たものを組合員に、職員に、そして農協にということだためてきた内部留保、本当にわずかなもの、蓄積してきたものを今回一遍に落とすということになります。そういう営利目的の法人でないだけに懐が浅うございますので、どうかよろしくひとつ御指導と御支援をいただきたいと思ふ。

できますれば、四月一日時点で赤字繰り越しになつた団体数が幾らになつたか、わかり次第でもいいですから教えていただきたいとお願いをした次第でございます。

さて、きのうちょっと新聞を見ておりましたら、参議院選挙後の臨時国会において臨時不動産関係権利調整委員会なるものを設けて不良債権処理の検討をするというふうな、しかも三法案を提出するというようなことが載つておりました。預金者保護のための十三兆円の投入、そして今回の三法案を考へておられますけれども、不良資産の処理スキームというものは住専国会が済んだ後直ちに今御検討されておることをとられるべきではなかったのかというふうに思ふますが、総理大臣、いかがでございますでしょうか。大蔵大臣でも結構です。

○国務大臣(松永光吉) 今、不良債権問題の早期解決のために新たな仕組みをつくらうということ政府・与党で実は検討に入つたところでございます。その趣旨とするところは何かという、先ほどから償却という話が出ておりましたが、今までの償却は、不良債権そのものを売却する本格的な償却をした分もありましても、その多くは不良債権を帳簿に残しながら、一方においてそれから発生する損に相当する分を引当金として積んでお

く、そういう形での償却であるわけです。しかし、それでは終局的な償却ではありませんから、総理の言葉でありましても、バランスシートから不良債権そのものを消すということですね。それはすなわち売却するか、そして徹底した取り立てをして破産にかけたりなんなりすれば、それはそれで回収不能ということで消えるわけです。しかしながら、損害は顕在化するかもしれない。長い目で見て日本経済の活性化のためにそれを早くやった方がよろしいと、そのためのいろいろな仕組みを研究しておるわけがあります。

その一つが、先ほど話に出ました権利調整委員会、これは我が国の任意競売、そういう手続にや時間がかかるものだから、そこで話し合いで解決する場があつてもいいんじゃないかと。なかなか、銀行に借金したまま払っていない債務者というのとは多量債務者が多い。一方所にだけ借りていっているんじゃないかと。数カ所からも借りていっている例がしばしばある。その場合の債権者同士の権利関係の調整も必要だろう。そういうことを合理的にスピーディーに解決する、そのための機関をつくろうというのがあるわけだ。

それからもう一つは、競売法自身を改正してもっと早く民事執行手続が進むようにしたい。う、そういうことも検討課題になっております。それから、委員会が今審査をさせていただいている特定目的会社、この仕組みを使って……（質問をわかつていないんじゃないか）と呼ぶ者あり。今、政府・与党で検討している債権の早期処理スキームを申し上げているところなんです。

そういうことを総合的に検討して、早く銀行等の不良債権の本格的な償却手続を進めていきたい、そのための仕組みを検討している、こういうことでございます。

○阿曾田清君 大臣から非常に丁寧に御説明をいただきましたので、時間がなくなつてしまいました。私は、そのような取り組みを住専国会、住専の処理が終わった時点で直ちにそれをやるべきではなかったのではないのでしょうかという御質問で

あつたわけでございます。

もう時間がなくなりましたので終えなきやなりませんが、どうぞひとつこの不良債権を一日も早くけりをつけたいことにはせつかく経済政策、いものを出したいというふうな思いをいたしておりますから、特に詰めたところでございます。（拍手）

○佐藤道夫君 私は銀行業界から自民党に対する政治献金の問題を取り上げたいと思います。実はこの問題は前回も何回も国会で取り上げられていたわけでありまして、私も予算委員会でも一度質問した記憶がございます。しかし、こういう情勢下において改めて取り上げる価値がある、こう考えて取り上げさせていただきたいと思つておるわけがあります。

銀行につきましては、住専問題があつて、たゞいまもお話に出ておりましたけれども、六千八百億という公的資金が投入された。それから、金融システムの安定化、預金者の保護あるいは銀行の破綻防止ということで膨大な公的資金が投入され、あるいはささげようとしている、こういう状況下にございます。

最初に結論を申し上げれば、こういう状況下において、もはや銀行からの公的資金は与党である自民党さんはお断りになるべきではないのかと、これがまず結論であります。

今度不良債権の問題処理が浮上してきたわけでありまして、これは今銀行にとりまして大変な負担になっておる。サミットでも指摘を受けまして、政府・与党が一体となつてこの問題の解決に当たる、新しい法案をつくつて銀行の不良債権の回収に全力を挙げたいこうと、こういう時世になりましたらば、そもそも銀行サイドが、もうそこまで国民に面倒をかけておる、政府に面倒をかけておると、もうありとあらゆるリストラをしよう、むだな金と言つては恐縮ですけども、今は政治献金などをしてはいる余裕はない、これはもう打ちだめにして、それは預金者の保護とかシステ

ムの安定化に回そう、よつてもつて辞退させてほしい、打ち切りにしてほしいと銀行業界が申し出るかと思つたら、全然そういうことがない。ちよつとあの連中はどうかしているのかという気もするわけがあります。

一方、自民党の方も自民党でありまして、これだけ政府・与党一体となつて銀行の面倒を見ていくと、しかしこれは痛くない腹を探られるものかどうか。政治献金をもらつていながらあるんない銀行問題の処理について熱心なのか、そういう痛くない腹を探られる、これは悪い切つてやめようというぐらゐの御決断をしていただければと、こう思つておるわけがあります。

現にきのうもおととも申し上げましたけれども、山崎政調会長などは公的資金を使つて不良債権を買い上げよう、こういう提案すらなされておるわけですから、国民サイドから見ても、政治献金があるからその見返りとしてこういうことをやっているのかと言ふ人がいたつておかしくないわけがあります。

そこで、この問題が取り上げられるたびに総理の答弁は大体一貫しておる、見事な一貫しておるわけがあります。正当な政治活動資金としての受領はしないことにした、それは自衛したと。しかし、借入金金の返済とこれは別でありまして、経理を別にして受け取つておりますと、こういうことでもあります。

これは筋道が通つたとみずからお考えなんですか。明敏な総理のことでございますから、ちよつと無理だ、しかし一応言つてみるかというふうなことはいいかと、私はそれ以外に思ひ当たるところはないのであります。金に色はついておられませんから、例えば借入金金の返済にその金を使えば、浮いた金はどうか。それが政治活動資金に使われるわけですから、結局その分自民党の金が浮いたんだらうと。簡単な問題であります。

さらにわかりやすい例を挙げたいと思ひますけれども、暴力団、山口組が適当かどうか知りませ

んけれども、山口組が我々日本人だ、政治をよくしてもらうために自民党に献金しようと、こういうことを申し出てくれば、さすがに受け入れることはないだろうと思ひます。これは国民感情に反する、政治的、道義的に考えても受け入れるべきではないということでお断りになるんだらうと思ひます。うちの総裁は借金の返済のためならいいと、こう言つていながら、そういう名目で受け入れようかと考える事務職員もいないと思ひます。受け入れるべきでないものはどこまで行つても受け入れるべきでないわけでありましてお断りする、それだけのことだろうと思ひます。

それから、いろいろの例を引き合いに出したいと思ひますけれども、いろいろの授受は法律で禁止されております。お金をもらつて飲み食いしたればこれはわいふと。しかし、自分は銀行から金を借りてローンを組んでおると。その銀行から、お役人さんいつもお世話さまでございますと言つてお金を持つてくる、ローンの返済に充てる、これならいいだろうと。自民党の総裁にして一國の総理大臣がそういうことを言つていながら、自分も自民党も同じことであらうと言つてそれを受け取れば、それは無罪になるかといへば、そんなことではないわけでありまして、もちろん立派なわいふであります。

いろいろと自民党の政治献金の受領、これがどう違ふのかということになりますけれども、全然違ひはしない。わいろは法律で禁止している。自民党の場合には、政治的、道義的に考えて銀行の政治献金は受け取るべきではない、こう考えられた。法律と道義というものは同じレベル、むしろ道義の方が上だと言つてもいいわけでありまして、道義上許されないことの中の本当に必要な幾つかのことだけを法律が取り上げて禁止している。道義的に許されないことはもう法律以上だと、こう考えてもいいわけでありまして。

いろいろな考えがあつて受け入れるべきではないと言つたものを、借金返済、借入金返済のために受け入れるというこの発想が私は全然理解でき

ないのでありまして、どうかひとつわかりやすく、これは国民の多くの人たちが全然わかっていないと思いますから、説明していただければと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 不敏な私には議員に御納得をいただけるほど議員のようには多彩な比喻を用いて説明する能力を持ちません。そして、今まででも申し上げてまいりましたように、住専等により、都銀、地銀からの献金を自粛してまいりましたが、改めて金融システムの安定のための公的資金投入ということにかんがみまして、過去における借入金返済に充当するものを除いて、銀行業界からの政治献金を自粛することにいたしました。そして、これが政治資金規正法上の寄附に当たることを私は認めております。

ただし、たゞいま議員は、政治資金といものは同じ性格だと言われましたが、私はそうではないと。いろいろはいろいろです。政治資金は政治資金規正法において許されている寄附行為です。これは司法にお詳しい議員とは思えない比喻を用いられたと私は思います。政治資金規正法という法律は現に存在をし、その中における寄附というのは法的に認められたものであります。

そして、借入金の返済に充てますために、平成七年からの計画として各方面から御協力をいただく政治資金、これは我が党の経費に充てるための通常の献金に関する一般会計には入れておらず、両者は性格の異なるものとして全く区別して扱っておりますので、そのように御理解をいただきたい。

従来から申し上げておることを変更できるほど私は明敏ではございません。

○佐藤道夫君 何か大変な誤解があるようでして、私は政治資金といものと比較なんか一切しておりません。山口組が政治献金を持ってきたらどうするか、こう聞いたわけでありまして、それだけのことであります。これを受け入れるかどうかというところであります。何か誤解があったのではないかと。恐らく受け入れないでしょうと、そ

ういうことを私は言ったのであります。それはなぜ受け入れないのか。やっぱり受け入れるもの、受け入れられないもの、一線があるからだろうということであつたわけでありまして。

しかし、裏口といひますか、借入金ならばいいという発想が一体どこから来るのか、私は全然わからなないんです。金の性質には変わりがない。受け入れない、自粛すると、こう決めたなら、借入金の返済がいよいよという発想が一体どこから来るのか全く理解に苦しむ。理屈にならないと思ひますよ。その浮いた金は政治活動資金に回すんですから、政治活動資金をもらったことと全く変わりないわけでごさいます。おかしいんじゃないでしょうか。これは理屈の問題というより、むしろ常識の問題であります。いかがでしょう。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 自由民主党においてはそれぞれがつかさどるにおいて、例えばこのような問題は経理局が詳細をやっております。

その上で、議員は先ほど大蔵官僚、銀行、住宅ローン、そしていろいろという一連の比喻をお使いになりましたので、私は政治資金といものは違ふと申し上げております。それは議員がご使用になった比喻の中にあつたこととごさいます。

○佐藤道夫君 また何か基本的に誤解をしておるようでありまして、お金を銀行からもらったといふと、それが飲み食いに使えばいいと。ところが、自民党の言っておられるように、自分は銀行から金を借りてローンを組んでおる、そのローンの支払いに充てたんだからこれはいいんでしょと役人が言っているようなものだ。政治資金の話なんか全然していませんよ。何か誤解がありますから、(発言する者あり) ちよつとさういいます。また改めて議論したいと思ひます。

やっぱり自民党がやめたといふことを宣言していただくまで私はこの問題を追及したいと思ひます。これは倫理の問題だと言つてもいい、政治の道義の問題だと言つてもいい。片方でやめたとい

言つておいて、借金払いのためならいいと。こんな理屈が一体まともな議論でしょうか。よく考へていただきたいと思ひます。

○山口哲夫君 たまたま期せずして先ほどの吉岡議員と実は同じ質問通告をしておりましたので、若干観点を變更してお尋ねをいたしたいと思ひます。

これまでの答弁をずっとお聞きしておりますと、総理は確かに高所得者に対する減税をやるというお答えはしております。しかし、もし税制調査会がそういう答弁をされたときに総理はそれをやうでしようか、それとも総理の今までの考え方からいってそれをねのけるんでしようか。いかがでしょう。

○国務大臣(橋本龍太郎君) むしろ、ちよつと私は御質問の裏に隠れた議員の御意見を伺いたい感じがいたしますのでつけます。

確かに、所得課税についても問題の幾つかの部分、一つは標準世帯で対比いたしましたときに各国に比べて課税最低限の低いこと、同時に高所得、三千万円ぐらいから上の方々の負担が各国に比べて重いこと、そして平均的に所得課税の水準は低いこと、同時に議論をするとするならば、各種の控除のあり方、資産性所得課税のあり方、年金課税のあり方、さまざまな論点がありますといふことを申し上げてまいりました。

税制調査会が議論をされる時点においてどのような結論を出してくださるかわかりません。恐らくそれは一つの税目の単純なお考えではないだろうと思ひます。しかし、そういうお答えが出てき、財源的にバランスのとれるもの、それだけの工夫のできるものであれば、税制調査会の答申といふのは最大限尊重されるべき性格のものであることは申し上げるまでもないと思ひます。

○山口哲夫君 所得税の問題についてはいろんなことがありますが、総理がおっしゃったように、年金の課税、控除の問題、最低限度の問題、いろいろあります。ですから、当然、税制調査会を出

してくる場合にはいろんな問題に触れてくると思ひますけれども、その中で高所得者の減税はやはり必要であるといふような答申があつた場合にはそれに従ひますかどうかといふことを聞いています。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ですから、全体のバランスの中でそうした御意見が出てき、財源的にもそれなりに納得のできるものであれば、その答申といふのは最大限尊重されるべきものだと思ひます。

その上で、所得課税の中には当然のことながら国税だけではなく部分もありますので、所得税、住民税と並べて議論をしていきます。地方税の方についても何らかのお触れがあるだろうとか、いろんなことが考えられるわけでありまして、高所得者の分だけをぼんとつまんで税調が答申されるというようなことは私は余り考えられないと思ひます。

○山口哲夫君 私は高所得者の減税だけをつまんで答申するなんというところは言つておりました。いろいろな観点から総合的な判断として所得税のいろんな問題について答申されるでしょう。その中の一つとして高所得者の減税という問題が含まれたときに、それをやりますかやらないんですかといふことを聞いたんですけれども、今の答弁を聞いてわかりました。要するに、出たときにはいろんなことを総合してやらざるを得ないでしょうといふことだといふふうに認識いたします。そうでしょう。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私が申し上げているのは、繰り返し同じことを申し上げるようですが、先ほど来、委員も提起をされ、私も自分の口にした既に幾つかの問題点が提起をされております。税制調査会は当然ながらそうした論点について議論されるであらうでしょう。そして、その答申といふものを今から予測することはできませんけれども、答申が出てまいりました場合、財源構成その他は当然我々は考えなければなりませんけれども、最大限尊重すべきものと申し上げており

ます。
○山口哲夫 今のお答えを聞いてみると、当然そういう尊重しなければならぬ立場にあるでしょうから、やらざるを得ないということになってくると思います。

さてそこで、次の質問ですけれども、九八、九九年で四兆円の減税ということが出されております。それからもう一つは、総合経済対策の中で、法人税を三年以内に国際水準まで下げざるを得ないという方針も出されております。これをやるということになると約三兆円くらいの金額かなというふうな推定をいたしております。そのほかに、今申し上げたような所得税のいろいろな減税が出てまいります。当然、恒久減税ということになるでしょう。その場合に、財源を一体どこに求めようとしているのかということですが、先ほどの大蔵大臣の答弁ではまことに抽象的でありまして、歳出入り踏み込んで見直しをする、これは当たり前のことです。構造改革についても検討しなければならぬ、そういう中で赤字財政から脱却をする、これはもう当たり前のことですから、具体的には赤字国債の発行ということはどうしてもつながらざるを得ないんでしょうか、それともそうではなくして別な増税を考えているんでしょうか、具体的にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(松永光君) 個人の所得課税、それから法人の所得課税、いわゆる法人税の関係です。ね、国、地方両方でございまして、そのあり方につきましても、委員御承知のとおり、個人の所得課税の場合には、公正、透明、それで国民の意欲が引き出せるような税制のあり方というものを税制調査会にお願いして、そして検討していただいているわけでありまして、

そこで、当然、減税ということが税制調査会で打ち出されてくる場合には、過去の例からいってもそうでありまして、財源についての議論も一緒に出てきて、税制改正というその結論を出す場合には、財源のことも含めて議論が深められて、その結果、答申されてくるわけでありまして、

その場合に、委員の今の発言は赤字公債をやる気持ちがあるかどうかという話でございまして、私はどういふ答申になるか予測できませんけれども、仮に恒久減税のために恒久的に赤字公債を出せというふうなことであると仮定すれば、それは結局後世代へのツケ回しでございまして、そこで財政を預かる大蔵大臣としては、そのようなことにつきましてもこれは極めて慎重に対処しなきゃならぬと、こう思っているんです。

○山口哲夫 税調がプラス・マイナス・ゼロまでのことを全部考えて答申されるのなら結構ですよ。しかし、必ずしもそうではない。今言ったように、結局は税制の改革をやるうとすればこれはもう大変な赤字につながるんでいくんだから、また国債を発行せざるを得ないということにも私はつながると思うんです。

それだけではないんですね。さっきもお話があったように、もう既に当初の計画そのものが狂ったわけでしょう。そして、経済成長率一・九％というのをもう既に変えてしまつて〇・一％になっている。しかも、〇・一％もふえないでしよう、マイナス成長になるでしょう。こういうものはまだ少し続くはずですよ。ですから、初めからもうこの構造改革の二〇〇三年ですか、今度は二〇〇五年赤字国債ゼロということにはなかなかならないだろうと思うんです。

そうすると、もう初めから狂っているんですから、これからそれじゃどういふふうにするか、狂ったものを改革していいこうとするのか、これはどうしたって二〇〇五年にはゼロにしないやならないわけでしょう。そして、その二〇〇五年には赤字財政そのもののGDPに対する三％も実現しないやならない。財源がないじゃないですか。そのままずっと赤字国債で行くんじゃないことになったら大変なことになると思うんです。そうなる、やっぱこれはどこかで増税ということも考えざるを得ないのかと私たちは思うんですが、どうですか。

○国務大臣(松永光君) もう時間が来たそうであ

りますから簡単にお答えしますが、増税を国民にお願いするような情勢ではない、こう思っております。赤字公債を大量に増発していくなどということはやるべきじゃない、こう考えています。

○山口哲夫 そんなにうまくいくのなら何にも心配ありません。終わります。

○委員長(遠藤要君) これにて質疑は終局いたしました。

法案の所管大臣以外の大蔵大臣は御退席いたして結構です。

これより四案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○竹村泰子君 私は、民主党・新緑風会を代表し、政府提案の財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案外三法案に反対する立場から討論を行います。

まず、財政構造改革法改正案に反対する理由を申し述べます。

総理大臣は言うまでもなく国家のためにその身をささげる覚悟がなければなりません。しかしながら、橋本総理は、御自分のメンツを守るために我が国が破局に向かって突き進むこともお構いなしの姿勢とさえ思えるのであります。その象徴が今般改正案が提案された財政構造改革法であります。

政府案の最大の欠陥は、私どもを初め野党各党が主張し、経済界など民間も支持する大型の所得税恒久減税が事実上不可能なことであります。財政構造改革法自体が、資源配分をゆがめる現在の国債区分を前提とした財政赤字削減目標、硬直的なキヤップ制、しかも特別会計や補正予算が抜け道となつていくなどの問題点を多く抱えており、構造改革とは名ばかりの財政構造温存、一律歳出削減法と批判されてきました。これらの点は全く手つかずとなつていきます。

私どもは、政府案のような小手先の手直しではなく、思い切つて二年間程度財政構造改革法の施

行を停止し、その間景気対策に全力を挙げることができるとともに、現行の財政構造改革法そのものを抜本的に見直すことが必要と考えます。次に、所得税及び個人住民税の特別減税の積み増しに関する三法案に反対する理由を申し述べます。

政府案のような場当たり的な特別減税の繰り返しては消費刺激効果も極めて限定的であり、また所得税の課税最低限が四百九十一万円に上昇するなど、税制のあり方として極めていびつな姿をもたらしていると言わざるを得ません。また、個人住民税減税はただでさえ厳しい地方財政を一層悪化させるものであり、地方分権の観点から見ても問題が多いと考えます。国民の怒りは日に日に増大しております。

私どもは、このような特別減税ではなく、税率構造の見直しなどを含めた三兆円規模の所得税恒久減税こそが消費を刺激し、自律的な経済成長軌道への回復を確実にするものと考えます。また、国民によくわかる具体的な方策として、例えば消費税率の削減や公定歩合の引き上げなどを実行するべきですが、政府の姿勢は全くかたくなです。以上申し上げました理由から、民主党・新緑風会としては政府提出の四法案のいずれにつきましても反対であることを重ねて表明し、私の討論をいたします。(拍手)

○兼本邦茂君 私は、自由民主党、社会民主党、護憲連合、新党さきがけを代表いたします。ただいま議題となりました財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案外三法案につきましても賛成の討論を行います。

昨年末の金融機関の破綻やアジア経済の混乱、それに伴う個人消費や設備投資の低迷等々、我が国の経済は停滞状態にあります。この停滞を打開するため、過去最大の総合経済対策を発表いたしました。この総合経済対策により、我が国の経済は速やかに立ち直り、活力を取り戻すものと思われ

以下、四法律案の賛成理由を述べます。

まず、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、現下の厳しい経済状況のもと、財政構造改革の根幹は維持しつつ、特例公債の発行による思い切った財政出動という緊急避難的な措置を講じ得る枠組みを設けることは、不況からの脱却を図り、国民生活を守る上で必要やむを得ざるものであります。私どもは本改正案を時宜を得た措置として高く評価するものであります。

次に、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案及び地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案につきましては、所得税、個人住民税の減税により、冷え込んでいた消費者のマインドを好転させ、景気回復を図るという点で有効かつ適切な措置であります。また、中小企業投資促進や住宅取得促進のための税制改正もあわせて行われており、我々はこれらの措置により景気回復が早まるものと期待するものであります。

地方交付税法等の一部を改正する法律案につきましては、所得税、個人住民税の減税等による地方自治体の減収を補うための財政的裏づけが確実に行われたものとなっており、我々は地方から景気が着実に回復してくるものと期待しているものであります。

最後に、貸し渋りの解消を図る中小企業信用保険法等の一部改正案や補正予算の成立によりまして総合経済対策が実施され、景気が一日も早く回復することを期待して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○海野義孝君 私は、公明を代表して、政府提出の財政構造改革法一部改正案及び平成十年分特別減税関連三法案に反対する立場から討論を行います。

政府は桜の咲くころには景気回復の兆候があらわれるであろうとの発言を続けてきましたが、皮肉にも経済企画庁は来月早々にも景気後退宣言を行うと報道されております。

この景況感に対する判断と実態との対照的な相

違は、平成九年度の景気判断の誤りと、それに基づく財政、金融など諸施策の強行により国民を不安と混乱に陥れているのであります。

そして、象徴的なことは、景気後退のさなか、昨年十一月末に財政構造改革法の成立を強行したことであり、平成十年度当初予算の審議が進められた二月ごろからこの財政法の改正やむなしの機運が高まってきたことであります。

バブル崩壊後の経済再建と財政再建の施策推進に当たり、政府はその基盤部における対応を誤ったのであり、橋本内閣の責任は極めて重大なものであります。

財政構造改革法の一部改正案に反対する理由を申し上げます。

第一は、構造改革を伴わない一律的キャップ方式の踏襲ゆえに緊縮型当初予算となり、景気対策への機動的な対応ができないことであります。第二は、構造改革を伴わない建設国債依存型の従来型の追加予算が組まれるという構造的欠陥が常態化するおそれがあることであります。

第三は、財政法で制約を受けない補正予算がキャップ方式による当初予算の縮減をしり抜けにすることが懸念されることであります。すなわち、補正予算の常態化は財政法二十九条の骨抜きとなるおそれがあり、財政再建に逆行することが十分懸念されます。

第四は、財政法改正の審議中に同法の再改正が言われるように、政府案では恒久減税は不可能であることであります。財政法の改正を余儀なくされているのは、総合経済対策により景気浮揚が喫緊の課題であり、そのために巨額の財政措置が必要であるからであります。しかるに、本改正案では効果の大きい恒久減税に踏み込めないことであり、特別減税方式の継続により税体系に大きなひずみが生じることは避けなくてはなりません。

第五は、財政構造改革の目標年次を二〇〇三年から二〇〇五年に延長することの根拠が不明確なことであり、今後の経済成長に給む税収などにより、弾力条項の発動次第ではこの改正目標年

次の再延長も考えられます。制度的構造に切り込み、合理的に改革、むだを排除することによる構造的歳出削減に取り組まないことによる欠陥であり、単なる目標年次の変更は数合わせにすぎないと思ひます。

特別減税は戻し税方式のばらまき減税であり、政策理念の片りんをもうかがうことはできません。増税予告つき減税であり、消費に回らず財政の悪化を招くのみで、かえって先行き不安をおおるものであります。

政府提出の減税案は効果が薄く、アフレスパイルの厳しい状態にある日本経済の打開策には到底なり得ないと思ひます。

今こそ我が党の提唱する六兆円の所得・法人税等の恒久減税と景気回復への即効性の観点から、従来の発想を百八十度転換し、すべての国民に商品券方式で給付する四兆円の戻し金方式を積極的

に検討することを要求いたします。

以上申し上げたことから、財政構造改革法は抜本的な見直しを行うことが重要であり、二十一世紀までの三年間は経済再建集中期間とし、財政法はそのめどがつくまでの二、三年間は停止すべきであることを申し上げ、私の反対討論を終わります。(拍手)

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案外三案に対して、反対の討論を行います。

今、不況と経済情勢の悪化はいよいよ深刻です。橋本内閣の責任は極めて重大だと言わなければなりません。

国民に対する九兆円の負担増が消費を急激に冷やましていくさなか、野党の強い反対を押し切って財政法が成立したのはちょうど六カ月前でありました。そのとき我が党は、この法律が不況に追い打ちをかけ、財政もさらに悪化させるといふ悪循環に陥ることを厳しく指摘しました。事態

はまさにその警告とおりになったわけであります。こうした中、国民の暮らしを守る当面緊急の不況対策と国民本意の財政再建という日本の経済と進路にかかわる重大な問題での審議が十分尽くされないうまま、今まさに今回の四法律案が採決に付されようとしていることは到底容認できないものであります。

財政法改定案に反対する第一の理由は、一切の聖域なき歳出削減という財政法の名目が崩れたにもかかわらず、国民生活に犠牲を強いる最悪の仕掛けだけはそのまま残しているからであります。すなわち、今度の総合経済対策で三兆五千億円の公共事業費を増加し、巨額な聖域を生み出そうとする一方で、今後の医療、年金など社会保障の制度改悪を行う方向は明らかに変わっていません。

第二の理由は、財政健全化目標を二年間先延ばしたとしても、その達成の保証はどの程度もないこととす。審議の中で、国家財政の大前提である歳入、とりわけ税収でさえ政府の見込みどおりにいかないことが明らかにされました。二〇〇五年までに目標を達成する見通しは全くなく、早晩、財政法の再改定が迫られることは明らかであります。

第三の理由は、新たに弾力条項を設け、現行財政法の根本を変え、経済活動の著しい停滞などと政府が一方向的に判断した場合、赤字国債の発行を増発する予算を作成できるようにしているからであります。もはや財政法には道理もなく、その骨格はすべて崩れており、今とるべき道はその改正ではなく、きっぱり廃止する以外にないのであります。

また、今回提案されている二兆円の特別減税の継続も、二年限りの時限措置では景気対策の最大の決め手である個人消費拡大への効果は極めて限定的で、到底国民の期待にこたえるものではありません。所得減税については、基礎控除、扶養控除など人的控除の引き上げによる庶民に手厚い恒久減税を実施すべきであります。

とりわけ、今日の深刻な不況を緊急に打開するには、消費の現場で直接消費を拡大する抜本的な景気対策として、消費税減税が急務中の急務です。このことを強く求め、反対討論を終わります。(拍手)

○星野朋市君 私は、自由党を代表し、政府提出の財政構造改革法の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案外三法案に反対する立場から討論をいたします。

財政構造改革法は、既に我が国経済が深刻な危機に陥りかけた半年前に我々の反対を押し切って橋本総理が強引に成立させた法案であります。現状に照らして、橋本総理には財政法改正を言う資格はありません。

さて、政府提出の財政構造改革法改正案に反対する理由を申し上げます。

政府の財政構造改革法は目先の財政の帳じり合わせのみに主眼を置き、キャップ制によつて歳出の一律削減を定めただけのものであります。社会保障にせよ公共事業にせよ、その制度的構造に切り込んで合理的に改革し、むだを排除したとき、初めて構造的支出削減となります。また、そのような支出削減のデフレ効果をどのような手段によつて帳消しし、税収を確保するかを同時に組み込んだとき、初めて財政再建となるのであります。

政府の財政構造改革法は、今述べたように、根本の発想が間違っています。改正案によつて目標年次を繰り延べてみても、特例公債発行枠を弾力化してみても、財政再建も財政構造改革も達成できません。まずは財政構造改革法の執行を停止した上で、真の財政構造改革、財政再建を断行すべきであります。

次に、特別減税関係法案に反対する理由を申し上げます。

政府・与党はいまだに特別減税でこの日本の危機的状況が救えると考えており、危機感の欠如は目に余るものがあります。特別減税は戻し税方式のばらまき減税で、政策理念のかけらもない上、

期間経過後には増税が待ち構えている増税予告つき減税であります。将来の増税につながるという懸念から、減税資金は消費に回らず、財政の悪化を招くのみであり、かえって先行き不安をおおることになります。

また、特別減税の方式を定額控除方式としたため、課税最低限度額が引き上げられ、非常に不公平な課税体系となつております。これはすべての税率の緩和を中心とする抜本的税制改革の阻害要因となることは明らかであります。

以上、各法案に反対する理由を申し述べ、私の討論を終わります。(拍手)

○委員長(遠藤要君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、財政構造改革法の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の採決を行います。

○賛成者起立) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

次に、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の採決を行います。

○賛成者起立) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

次に、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案の採決を行います。

○賛成者起立) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の採決を行います。

○賛成者起立) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の採決を行います。

○賛成者起立) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の採決を行います。

○賛成者起立) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

本案に賛成の方の起立を願います。

○賛成者起立) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

なお、四案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(遠藤要君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十分散会

平成十年六月五日印刷

平成十年六月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

○